

平成30年玉村町議会第1回定例会会議録第1号

平成30年3月2日（金曜日）

議事日程 第1号

平成30年3月2日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 請願の付託
- 日程第 6 町長施政方針
- 日程第 7 議案第 1号 玉村町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 玉村町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 行政機構の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 玉村町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 5号 玉村町交通指導員設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 6号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 7号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 8号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 9号 玉村町児童館条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 5 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 4 1 議案第 3 6 号 町道路線の廃止について
- 日程第 4 2 議案第 3 7 号 町道路線の認定について
- 日程第 4 3 同意第 1 号 玉村町公平委員会委員の選任について
- 日程第 4 4 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 5 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

| | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 小林 一幸君 | 2番 | 新井 賢次君 |
| 3番 | 原 利幸君 | 4番 | 月田 均君 |
| 5番 | 渡邊 俊彦君 | 6番 | 柳沢 浩一君 |
| 7番 | 備前島 久仁子君 | 8番 | 三友 美恵子君 |
| 9番 | 浅見 武志君 | 10番 | 石川 眞男君 |
| 11番 | 宇津木 治宣君 | 12番 | 石内 國雄君 |
| 13番 | 高橋 茂樹君 | | |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|--------|------------|--------|
| 町 長 | 角田 紘二君 | 副町長 | 宮川 清吾君 |
| 教 育 長 | 角田 博之君 | 総務課長 | 萩原 正人君 |
| 経営企画課長 | 山口 隆之君 | 税務課長 | 齋藤 修一君 |
| 健康福祉課長 | 舩田 昌子君 | 子ども育成課長 | 萩原 保宏君 |
| 住民課長 | 石関 清貴君 | 生活環境安全課長 | 小林 賢一君 |
| 経済産業課長 | 大谷 義久君 | 都市建設課長 | 高橋 茂君 |
| 上下水道課長 | 倉林 教夫君 | 会計管理者兼会計課長 | 金井 満隆君 |
| 学校教育課長 | 小坂橋 保君 | 生涯学習課長 | 小柴 可信君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|-----------|--------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 田村 進 | 議会事務局長補 | 齋藤 善彦 |
| 庶務係兼議事調査係 | 平野 里都子 | | |

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成30年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、平成30年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、年度末を控え、公私ともにご多用のところ、ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は、平成30年度の玉村町の諸施策を展開する上での根拠となる条例や予算等の議案を審議していただく大変重要な議会であります。開会後には、町長から、平成30年度の玉村町の町政運営の基本的な考え方となる施政方針が表明され、あわせてその施政方針を実現するために必要となる諸施策や予算等に関する重要な議案についても詳細な説明がなされるものと思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、今定例会には、8名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。なお、議員並びに町長を初め執行各位におかれましては、会期長き今定例会となりますので、体調には十分留意され、臨まれますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。



○表彰状の伝達

◇議長（高橋茂樹君） ここで、開会の前に表彰状の伝達を行います。

当議会の「たまむら議会だより」が、全国町村議会議長会主催の第32回町村議会広報全国コンクールにおいて優良賞を受賞いたしましたので、ここでその表彰状の伝達を行いたいと思います。

月田均議会広報特別委員長、前にお進みください。

〔議会広報特別委員長 月田 均君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

優良賞

群馬県玉村町議会殿

貴議会広報紙は、第32回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績をおさめられました。

よってここにこれを表彰します。

平成30年2月8日

全国町村議会議長会会長 櫻 井 正 人

〔拍 手〕

◇議長（高橋茂樹君） この際ですので、議会を代表して私から一言お礼の挨拶を申し上げます。

このたび当議会の「たまむら議会だより」が、全国町村議会議長会主催の第32回町村議会広報全

国コンクールにおいて「優良賞」を受賞いたしました。

「たまむら議会だより」は、平成10年5月に創刊され、平成27年2月に初めて全国コンクールで「奨励賞」をいただきましたが、今回の受賞は、全国で7位ということで、それをさらに上回る快挙であります。

このことは、日ごろから議会だよりの発行に際し、並々ならぬご努力をいただいております広報特別委員を初め議員各位のご協力のたまものであると深く感謝し、お礼を申し上げます。

これからも議会の情報公開を積極的に推進するとともに、住民の皆さんが読みやすい紙面づくりを目指し、議員各位とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩します。

午前9時7分休憩

午前9時7分再開

◇副議長（石内國雄君） 再開いたします。

◇副議長（石内國雄君） 去る2月21日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期総会において、全国町村議会議長会長から高橋茂樹議長に全国町村議会議長会自治功労者表彰特別表彰が授与されましたので、ここでその表彰状の伝達を行いたいと思います。

高橋議長、前にお進みください。

〔議長 高橋茂樹君、演壇の前へ進む〕

表 彰 状

群馬県町村議会議長会副会長 高 橋 茂 樹 殿

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

平成30年2月8日

全国町村議会議長会会長 櫻 井 正 人

〔拍 手〕

◇副議長（石内國雄君） それではここで、全国町村議会議長会自治功労者表彰特別表彰を受賞されました高橋議長よりご挨拶をいただきたいと思います。

〔議長 高橋茂樹君登壇〕

◇議長（高橋茂樹君） 皆さん、おはようございます。全国議長会より、はえある表彰の栄に浴しま

した高橋茂樹です。

議員として身に余る光栄と感謝しているところであります。これもひとえに町民の皆様、同僚議員の皆様、町長、町職員の皆様のご協力のたまものと思います。ご協力とご理解に感謝申し上げます。

今後、玉村町も少子高齢化社会を迎え、人口減少の世の中を迎える中、玉村町民が安心して暮らせる町、また幸せを感じる町を目指してまいります。

今後もお一層議員として開かれた議会を目指したいと思っております。皆様に御礼を申し上げて、私の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

◇副議長（石内國雄君） この際ですので、議員を代表してお祝いを申し上げます。

高橋議長におかれましては、玉村町議会議長として、また群馬県町村議会議長会副会長としての重責を担われ、そのご尽力に深く感謝申し上げます。

今後とも議会のさらなる充実のため、公平公正な立場で、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。お祝いの挨拶とさせていただきます。

_____ ◇ _____

◇副議長（石内國雄君） 暫時休憩します。

午前9時10分休憩

午前9時10分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

_____ ◇ _____

○開会・開議

午前9時10分開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） それでは、開会いたします。ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

_____ ◇ _____

○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査・検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。

_____ ◇ _____

○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、8番三友美恵子議員、9番浅見武志議員の兩名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月23日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。平成30年玉村町議会の議会運営委員長報告をいたします。

平成30年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月23日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月14日までの13日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、議案36件、同意2件、意見1件、計39議案を予定しております。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。

次に、請願2件の付託を行います。

その後、町長から平成30年度の施政方針が示されます。

次に、議案第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第2号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

その後、議案第3号から議案第14号までの11議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第15号から議案第17号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第18号及び議案第19号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第20号までの議案第26号までの平成29年度補正予算関係7議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

その後、議案第27号から議案第34号までの平成30年度予算関係8議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。

次に、議案第35号から議案第37号までの3議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、同意第1号並びに同意第2号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、意見第1号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行い、散会となります。なお、本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目、3日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程4日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程5日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程6日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程7日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程8日目は、予算特別委員会が開催され、総務経済常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程9日目、10日目は、土曜日、日曜日のため、休会とします。

日程11日目も引き続き予算特別委員会が開催され、民生文教常任委員会の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程12日目は、中学校卒業式並びに事務整理のため休会とします。

日程13日目は、最終日となり、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から議会全員協議会が開催されます。その後、本議会を午後2時30分に開議し、委員会に付託された議案第2号について、委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、予算特別委員会に付託された議案第27号から議案第34号までの8議案について、委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、委員会に付託された請願について、委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。

その後、各委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成30年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月14日までの13日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月14日までの13日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦） 閉会中における総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、平成30年2月9日金曜日、午前10時から午前11時45分。場所、株式会社道の駅しもつけ、栃木県下野市薬師寺3720-1。出席者については、私総務経済常任委員長ほか全委員と高橋議長でございます。随行者として議会事務局長の田村さん、議会事務局長補佐の齋藤さんの2名でございました。対応してくれた方ですけれども、株式会社道の駅しもつけの支配人の後藤勲氏でございます。

調査経過。株式会社道の駅しもつけの現地視察を行った結果でございますが、施設・会社概要について。道の駅しもつけは、国道4号沿いにあり、北関東自動車道へのアクセスもよい好立地にある道の駅であります。栃木県下野市の魅力を伝える情報発信・交流施設として平成23年3月にオープンし、敷地面積は3.3ヘクタール、国土交通省分が1.4ヘクタール、下野市が1.9ヘクタールでございます。336台が駐車できる駐車スペースを持っております。管理運営を行う株式会社道の駅しもつけは、市などからの出資を受ける第三セクター方式で行ってまいりました。

事業費は21億6,600万円、設立は平成22年10月1日、営業開始は先ほど申しあげました平成23年3月でございます。駐車スペースも先ほど申しあげました336台、うち大型車40台、普通車296台、うち身障者用が3台分でございます。資本金は5,800万円、従業員63名、正社員3名、パート・契約社員55名でございました。事業内容。直売・物産施設の展開、レストラン等の展開、コミュニティー施設等の貸し出しを行っております。

コンセプトといたしまして、「下野市のよさを伝える場」、「道路利用者だけでなく、市民にも愛され、両者がふれあう場」、「当駅が目的地となる魅力的な場」、これもコンセプトに挙げております。さらに、利用者の7割が女性客であることから、「女性に優しい道の駅」を目指しております。以下7項目をコンセプトとして、目的としてやっております。

3としまして、部門別状況について。農産物直売所。下野市は野菜が豊富でアイテムも多いことから、地元農業従事者への還元及び活性化を目指し、道の駅での販売を強化し、常時80種類の青果物

を展開しておりました。出荷者は170名、うち157名は市内在住でございます。市外在住13名は市内で栽培していない青果物を中心に出荷しているようでございます。出荷者には年間2,000円を出資していただきまして、出荷者協議会に加入してもらっているとのことでありました。

次に、物産施設の関係ですが、市の特産品や県内の特産品、地酒に加え、道の駅しもつけ限定オリジナル商品を数多く展開しておりました。出荷者は、個人、企業を含め310名でありました。

加工施設。施設内の厨房にてオリジナル弁当、サラダ、スイーツを提供しておりました。ワンコイン弁当を中心に、女性を意識した商品にも力を入れ、オープン当初は40種類であったお弁当が、総菜類も含め5年で180種類にまでにふえておりました。

次に、テナントショップでありますけれども、地元店を初め県内外でも人気のショップが出店し、パンやスイーツ、総菜なども多くありました。

次に、レストランです。利用者ニーズに対応できるよう、地元食材を使った創作レストランとワンコインメニューが充実した軽食コーナーがございました。

売り上げ・入店客数についてですが、オープン年の平成23年には15億3,000万円でしたが、一時やや減少したものの、平成26年から16億円を超え、平成28年には17億3,850万円とのことでございました。以下、売り上げの推移と入店客数はグラフのとおりでございます。

その他の取り組みとしまして、道の駅しもつけは、誘客と情報発信のため、情報誌等への広告やイベント費用として年間2,400万円を支出しているようでございます。

コミュニティー施設の貸し出し、大・中・小の3会議室、これも行っております。

体験学習といたしまして、調理室体験学習室としてオープンスクールを開催し、年18回程度開催しており、県外からの参加もあるほどの人気だそうでございます。

次に、宅配サービスを行っております。現在は赤字だそうですが、料金は1回300円ですが、2,000円以上購入すれば無料と、そんなことでございます。

宅配便の受け付けですけれども、施設内で購入した商品の配送は年間受け付け3,600件あるようでございます。

ポイントの付与、クレジットカードの使用、ネット販売等も行っております。

今後の取り組みについてですけれども、駐車場の増設、体験農園の実施、イチゴ狩り、ブルーベリー摘み等の体験農園の展開を進めるようでございます。

ペット用施設の展開、ドッグランなどの設置を検討しているようでございます。

オリジナル商品のさらなる開発、オリジナル商品の充実と限定商品の開発をさらに進めていきたいというふうに話しておりました。

また、ひとり暮らし高齢者のニーズに応えるために2号店、あるいは移動販売車、これも実施するようでございます。

最後に、考察でございますが、道の駅しもつけは株式会社であり、大手百貨店勤務経験者を支配人に採用し、商売のノウハウを活用することで営業成果に反映させておりました。

道の駅玉村宿においては、4月から指定管理者制度に移行されるわけですが、民間の経営手法を取り入れ、魅力ある道の駅にし、住民や来町者に愛され、目的地が玉村宿となるような道の駅を目指した運営をしていただきたいと思います。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

これもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 請願の付託

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、請願の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成30年3月2日

玉村町議会第1回定例会

請 願 文 書 表

| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 請願者又は代表者 住所・氏名 | | 付託委員会等 |
|------|---------|--|--|-------------------|-----------|
| 1 | 30.2.16 | 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願 | 紹介議員 | 石川 眞 男 宇津木 治 宣 | 総務経済常任委員会 |
| | | | 群馬県前橋市樋越町183-4 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長 田村 照代 玉村支部副支部長 関根 政雄 | | |
| 2 | 30.2.16 | 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願 | 紹介議員 | 石川 眞 男 宇津木 治 宣 | 総務経済常任委員会 |
| | | | 群馬県前橋市樋越町183-4 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長 田村 照代 玉村支部副支部長 関根 政雄 | | |



○日程第6 町長施政方針

◇議長（高橋茂樹君） 日程第6、町長施政方針について。

これより施政方針について町長の報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 皆さん、おはようございます。平成30年度施政方針を報告する前に、一言ご挨拶申し上げます。

このたび高橋茂樹議員におかれましては、全国町村議会議長会における自治功労者表彰の特別表彰を受賞され、まことにおめでとうでございます。長年にわたるご活躍に心からお祝いを申し上げます。

また、議会広報紙の「たまむら議会だより」が全国町村議会主催の第32回広報全国コンクールにおいて優良賞を受賞されました。広報編集に携わった議会広報特別委員会の議員の皆様におかれましては、日ごろのご尽力が認められ、まことにおめでとうでございます。今後ますますのご活躍を祈念申し上げます、お祝いの言葉といたします。

では、施政方針を申し上げます。初めに、平成30年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、平成30年度の町政運営に対する方針及び予算の概要につきまして所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本年は、私が町民の負託を受け、町長に就任してから3年目の折り返し点を迎え、これからが正念場で、2年間の実績と反省を踏まえて、真価が問われる意義深い年であるものと考えております。

私は、町長就任以来、一貫して「財政の健全化」と「人口減少対策」を2本の柱として、誠心誠意、公約の実現に向けて諸施策に取り組んでまいりました。しかしながら、まだまだ取り組むべき課題は山積みであり、町の将来をしっかりと見据え、長期的な視点に立って、町民の皆様が夢と希望を持って、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、議員各位と意思疎通を密にし、職員と一丸になって引き続き全力を挙げて取り組んでいく所存でありますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、本町の町制施行60周年の節目として、8月1日には記念式典を開催し、町政を支えていただいている多くの皆様にご出席をいただきました。これまでの歴史を振り返り、先人の皆様の苦勞と努力の上に現在の玉村町があることを改めて認識するとともに、今後もさらなる発展と輝かしい玉村町の未来を築いていこうと決意を新たにいたしましたところであります。

平成30年度は、60周年という節目から新たな一步を踏み出し、「飛躍する明日をめざす玉村町創生予算」として編成を行いました。それらの施策を着実に実行し、玉村町の将来をしっかりと見据えながら、町政運営を進めていきたいと考えております。

2 町政を取り巻く情勢。

我が国の経済は、安倍内閣によるアベノミクスの推進により、戦後2番目の長さとなる「いざなぎ景気超え」として、長期間にわたる緩やかな回復基調が続いており、就業者数の増加や賃上げなど、

雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

政府は、この好循環を確かなものとし、継続的な経済成長をなし遂げるための鍵は、少子高齢化への対応であるとして、人口知能「AI（エーアイ）」やモノのインターネット「IoT（アイオーティ）」など、生産性を劇的に押し上げるイノベーションを実現する「生産性革命」と、幼児教育の無償化や介護人材の処遇改善など、社会保障制度を全世代型へ改革する「人づくり革命」を車の両輪として推進することにより、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうとしております。

私も、まちに活気をもたらすためには、少子高齢化への対応が最優先課題だと捉え、若者のまち離れを防ぎ、若い子育て世代の移住定住促進や雇用の拡大を目指した取り組みを強化し、若い世代が安心して子育てしやすい環境整備が人口減少に歯どめをかける最良策であると考えておりますので、これら国の取り組みが本町においても追い風となるよう大いに期待しているところであります。

こうした中、国の平成30年度予算案は、「経済再生なくして財政健全化なし」との方針のもと、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」という「3つの改革」を確実に進め、経済・財政一体化改革を加速する「経済再生と財政健全化を両立する予算」と位置づけ、対前年度比0.3%増の97兆7,128億円となっており、6年連続で過去最大を記録しました。歳入では、税収が名目経済成長率の見通しを2.5%として景気回復による税収の伸びを見込み、59兆790億円とした一方で、新規国債発行額は前年度と比較して6,776億円の減となり、公債依存度が34.5%と低下しております。歳出では、医療や介護などの社会保障関連経費が前年度と比較し4,997億円の増となる32兆9,732億円となり、歳出全体の33.7%を占め、子ども・子育て支援や高齢化などによる歳出経費が増加しているのが特徴であります。

一方、群馬県の予算案では、「人づくりや社会基盤づくりなど未来への投資を着実に進め、群馬らしさを生かした豊かな社会の実現をめざす」とし、対前年度比1.2%増の7,329億8,000万円となり、6年連続の増額予算となっております。県税収入は好調な企業業績を受けて5.5%増の2,480億円となる見通しとなり、地方交付税についても7.9%増の1,241億円としております。また、歳出については、高齢化の進行に伴い、社会保障費関連経費が2.7%増の998億円と過去最大となっております。

本町の予算案ですが、一般会計の総額は108億9,500万円となり、前年度と比較してほぼ同額となっておりますが、「人口減少対策」、「未来への投資」、「子育て支援」を主軸として、「未来につながる予算」に重点配分を行った予算となっております。

内容につきましては、後ほど詳しく申し上げます。

なお、本町の財政状況は、平成28年度決算において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が県内市町村の平均93.1%に対して97.8%と高率を示し、加えて財政調整基金が減少する中で、新たな施策や事業の展開が困難な状況となっております。

よって、本町が今後も引き続き持続可能な行財政運営を図っていくためには、歳入に見合った歳出

予算を将来にわたって編成していくことが極めて重要となるため、歳出の抑制は喫緊の課題となっております。このため、平成30年度の予算編成に当たっては、未来につながる予算に重点配分を行う一方で、既存事業を抜本的に見直し、事業の必要性、緊急度、優先度、費用対効果を十分に精査した上で、「選択と集中」により予算編成を行ったところであります。

本町を取り巻く社会情勢は、人口減少・少子高齢化の確実な進行により、町税収入等の大幅な増加は期待できず、歳出面では、社会保障関連経費の増加を初め、老朽化した施設の改築や大規模な改修など、多くの財源を必要とする課題が山積しており、今後も厳しい財政運営が予想されます。そのため、中長期的な展望に立って積極的な施策を展開することにより、持続可能な財源の確保に努めるとともに、効率的な行政運営に取り組み、安全で安心して暮らしやすい魅力あふれるまちを築いていく所存であります。

それでは、平成30年度の町政運営の概要についてご説明いたします。

本町では、現在、「第5次玉村町総合計画後期基本計画」と「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を政策立案の両輪として町政運営を進めております。

総合計画では、本町が県央地域において県内有数の交通の利便性にすぐれた主要都市をつなぐかなめとなり、さらなる発展をしていきたいとの考えから、「県央の未来を紡ぐ玉村町」の実現を目指しております。

また、「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、全国的な趨勢である人口減少に対応するため、若い人が安心して仕事や子育てができ、子供からお年寄りまで生き生きと暮らすことのできる玉村町の実現を目指しております。

特に、人口減少が加速し、少子高齢化が進行する本町においては、安定した行政サービスを継続していけるよう県央地域に位置する恵まれた立地条件、交通の利便性を生かし、企業誘致や産業振興、定住促進や交流人口の増加に向けた施策など、未来への投資につながる事業の重点化を行うとともに、子育て世代を初め子供、高齢者、障がい者、全ての町民が夢と希望を持ち、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組む必要があります。

新年度では、これら目の前の課題に着実に対応するとともに、財政状況を踏まえながら、本町が将来にわたって持続的に発展し続けていけるよう、未来への投資につながる新たな事業創出を行いながら、スピード感をもって諸施策に取り組んでまいります。

それでは、「第5次総合計画」の分野ごとに、新年度の取り組みをご説明いたします。

第1、健康・福祉分野。

第1に、健康・福祉分野の「子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉の充実です。誰もがいつまでも健康で、心豊かに実り多い人生を送りたいと願っています。高齢化が加速する現在だからこそ、長寿を喜べる社会を実現していく必要があると考えてお

ります。子供からお年寄り、障がい者、誰もが住みなれた地域で行政と町民が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組む必要があります。高齢者や障がい者が自立を基本に、自分の持てる能力を発揮し、人として尊重されながら住みなれた地域で暮らしていけるような仕組みづくりを進めるとともに、サービスの受け手としてばかりでなく、社会を支える一員として、生きがいを持って暮らせるよう支援してまいります。

新年度では、こうした地域共生社会の実現に向けて、誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう「地域福祉計画」を策定し、地域の人たちがともに助け合い、ともに支え合う、「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みを構築してまいります。

また、今後も引き続き、民生児童委員や社会福祉協議会を初めとする関係機関や地域との連携を密にし、協力を賜りながら地域福祉の充実を一層推進してまいります。

次に、子育て支援体制の充実です。子育て支援につきましては、誰もが安心して子供を産み育てることができる環境が必要です。障がいや虐待など社会的支援や経済的支援が必要な子供とその家族も含め、乳幼児期から青少年期に至るまで切れ目のない支援をより一層充実させていく必要があります。また、少子化が進む中で、核家族や共働き世帯、ひとり親家庭の増加、生活習慣や男女の働き方の多様化などにより、保育の需要は依然として高く、子供たちや保護者の子育て家庭を取り巻く環境はますます変化し、多種多様化しております。

こうした背景を踏まえ、本町における子供の健やかな育成と保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、町民の意見を取り入れた実効性のある新たな「子ども・子育て支援事業計画」の策定に着手してまいります。

また、近年、社会問題となっている保育所の待機児童問題ですが、本町では、毎年、年度途中において待機児童が発生しており、本年度は、年度当初においても、ゼロ歳児2名の待機児童が発生しました。そこで、子育てしやすい環境づくりを推進し、待機児童を解消するため、民間事業者による小規模保育事業所の誘致及び既存保育施設の施設整備を支援し、受け皿の確保を図ってまいります。また、嘱託保育士等の処遇改善を行い、人材の確保及び働きがいのある職場づくりを推進してまいります。

さらに、民間事業者による放課後児童クラブの設置について支援するとともに、教育委員会との連携を強化し、学校施設を活用した放課後児童クラブについても開設していくことにより、より安全で過ごしやすい施設の拡充に努めていきたいと考えております。

また、産前産後の育児や家事などを支援するため、ママヘルパー派遣についても引き続き推進するとともに、本年度から実施している小学生から中学生までの給食費の一部免除を継続し、若い世代が安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

これらの取り組みにより、今後も引き続き、若い世代が多く住む本町として、子育てしやすい環境づくりに努め、通常保育のほか、延長保育や一時預かり、放課後児童クラブなど一層の充実を図りな

がら、子育て世代の育児と仕事の両立を積極的に支援してまいります。

次に、児童虐待防止対策事業です。深刻な児童虐待事件が後を絶たず、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっているため、虐待の発生予防から早期発見、早期対応が図られるよう、教育委員会や要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携を強化し、未来ある子供たちが自主性や人を思いやる心を養い、一人の人間として社会生活を送ることができるよう、児童虐待防止に努めてまいります。引き続き、相談員を配置するとともに、講演会の開催や虐待防止推進月間のPRなどの虐待防止の啓発活動を積極的に行ってまいります。

次に、高齢者福祉の充実です。国では、団塊の世代が75歳以上になる平成37年を見据え、疾病を抱えても住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、また重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しております。その地域包括ケアシステム構築の核となる「地域包括支援センター」をより身近で利用しやすくするため、本年度から3カ所にふやし、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行っているところであります。今後においても多職種協働による在宅医療・介護が一体的に提供できるよう、県や医師会等の関係機関と連携を深めていくとともに、地域の窓口として、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートできるよう支援してまいります。

また、元気な高齢者が地域の中で生き生きと自分らしく暮らすためには、生きがいの創出や介護予防の推進とともに見守り体制の充実を図ることが重要となります。高齢者の知識と経験は地域社会を支える貴重な社会資源であり、今後その必要性はますます高まってまいります。この資源を生かし、高齢者が地域社会で活躍できるよう、シルバー人材センターやボランティア・NPO団体などと連携を図りながら、高齢者の多様な就労機会の確保、雇用促進、啓発活動に努めるとともに、地域活動等への参加のきっかけづくりになる講演会や、身近な地域での筋力向上トレーニングの実施のほか、ふれあいの居場所づくりを積極的に進めてまいります。また、高齢者の外出時の交通手段を確保するため、引き続きタクシー料金の一部補助を実証実験として行い、利用状況等の実態を把握し、今後の方向性を検証していきたいと考えております。

次に、障がい者福祉の推進です。新年度では、障がい者が住みなれた地域で、障がいのない人と同じように暮らし、自立して社会に参加できるまちづくりを進めるため、「障害者福祉計画」を策定してまいります。また、障がい者の「親なきあと」を支える地域支援拠点の整備を行い、24時間体制で見守るネットワーク環境の構築を県内先進的な取り組み事例として進めるとともに、医療的ケアが必要な子供に対し、在籍する保育所等へ看護師を派遣する訪問看護サービスを開始してまいります。これらのほか、障がい者一人一人が地域の中で自分らしく豊かな暮らしを続けることができるよう、相談支援体制の適切な確保を行うとともに、障害者総合支援法に基づく多様なサービスを提供してまい

ります。

社会保障の充実では、広域化される国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度の安定した運営を図るとともに、中学校卒業までの医療費無料化を初めとする福祉医療制度を継続してまいります。

次に、保健予防・健康づくりの推進です。生活習慣病の予防対策として、特定健診を実施し、メタボリックシンドロームに該当した方々に対し、食生活や運動などの生活習慣を改善するための特定保健指導及び高崎健康福祉大学との連携協力による「活動量計」を利用した運動指導と栄養指導を引き続き実施してまいります。また、がんの早期発見・早期治療へつなげるため、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの検診など、各種がん検診の受診率向上に努めてまいります。

さらに、予防接種については、受けやすい環境を整備することにより接種率の向上に努め、乳幼児や高齢者等の感染症予防対策の強化を図ってまいります。

また、新年度では、子育て支援の一環として、子供を産みやすい環境づくりのため、子供の出生後、先天性の聴覚障害の早期発見・早期療育につなげるため、新たに新生児聴覚検査を実施してまいります。

次に、地域医療体制の充実です。町民誰もが安全・安心な診療が受けられるよう、引き続き休日及び夜間における小児医療を含む救急医療体制や、休日における歯科診療体制を確保するとともに、看護師養成所の支援を行ってまいります。

第2、教育・文化分野。

第2に、教育・文化分野の「心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすまち」についてご説明申し上げます。

まず、幼児教育・学校教育の充実です。学校現場の多忙化が社会問題になる中、教職員の勤務の実態を把握するため、新たにタイムレコーダーを導入するとともに、中学校運動部活動指導員を配置し、部活動の質的向上はもちろん、教員の支援を行い、働き方改革をサポート・推進してまいります。

また、国際教育特区の認定を受けた本町では、これを機に、各保育所や幼稚園において、外国人講師を招き、遊びを通じた外国語活動を実施しております。また、全ての小学校が教育課程特例校の指定を受け、小学校1年生から英語の授業に取り組んでおります。引き続き、全校に英語指導助手を常駐配置し、国際感覚豊かな子供たちの育成のため、英語教育の充実を図ってまいります。また、学力向上を目指して、子供一人一人にきめ細かな教育を行うため、「少人数指導たまむらプラン」を引き続き実施するとともに、補助員、介助員、スクールカウンセラーなどの活用を図り、児童生徒への教育支援の充実を図ってまいります。

不登校の問題では、一人一人の気持ちに寄り添った教育支援を行うため、別室登校による不登校への対応、ふれあい教室による居場所づくりや自立への手助けなど、それぞれの子供に応じた教育相談体制を充実してまいります。また、特別な支援を要する子供たちの増加に伴い、通級教室による3歳

児からを対象とした適切な指導・支援により早期対応を図ってまいります。

さらに、変化の激しい時代の中で、子供たちが必要な資質・能力を育むためには、学校が地域や社会との接点を持ち、多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことのできる開かれた環境づくりが必要となることから、保護者や地域人材、大学生等による放課後や長期休業中の学習支援、体験活動の充実を図ってまいります。

なお、私の公約でもある学期制に関しては、教育委員会において、これまでの2学期制の10年を振り返り、現行制度の成果、課題、あり方などを検証した結果、平成31年度から、2学期制のよさを生かした「新たな3学期制」へ移行することとなりました。教職員や保護者の考えや意向、国や県の現状、玉村町が目指す教育等を踏まえ、総合的に判断した結果ということでございます。子供たちの学校生活がより充実したものとなるよう期待しているところでございます。

次に、生涯学習の推進です。地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るとともに、さわやか教室を初めとする町民各種講座を開催し、さまざまな分野から時代の要請に応じた学習機会を提供いたします。

青少年の健全育成では、野外活動や奉仕活動等の体験活動を通して、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、関係団体と連携し、夏休み少年少女教室やおもしろ科学教室などを引き続き開催いたします。

次に、文化財・地域資源の保護・活用です。本町における歴史と文化財の魅力を町の資産として捉え、広くアピールすることにより、町民にも観光客にも町の魅力を十分に知ってもらい、活気あふれたまちづくりができるよう推進してまいります。

歴史資産を生かしたまちづくり事業では、各団体とも連携し、赤煉瓦倉庫・酒蔵・玉村八幡宮等を生かしたイベントなどを引き続き行い、新たな観光拠点となった道の駅とともに連携した取り組みを行ってまいります。

芸術・文化活動の推進では、文化センターで芸術展や芸能発表会、音楽フェスティバルのほか、多彩な芸術・文化事業を実施することにより、日ごろの学習成果の発表の場とすぐれた芸術に触れ親しむ機会を提供し、町民の芸術・文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、開館25周年を迎える図書館では、中高生世代の利用が減少しているため、この世代の利用の掘り起こしと利用者への感謝の気持ちを込め、記念講演を開催し、若い世代へのメッセージを送りたいと考えております。

なお、文花センターでは、本年度に引き続き、老朽化した外壁の補修工事を行ってまいります。スポーツ・レクリエーション活動の推進では、健康づくりや生きがいくりの視点からその必要性がますます高まってきております。

今後、誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも元気にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツに親しむ機会の提供や、健康・体力づくりの促進、団体

の育成や指導者の確保等の支援体制を整えてまいります。

今後も引き続き、町民体育祭や町民スポーツ教室などに取り組み、町民の心身のリフレッシュと健康維持の増進を図ってまいります。

第3に、自然・環境・安全分野として「豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち」についてご説明申し上げます。

まず、河川・水辺環境の保全ですが、町民の憩いの場としての東部スポーツ広場や水辺の森公園、板井・根石公園、五料公園を適切に管理し、町民の利用を推進します。特に、板井・根石公園では、利用者の利便性を考慮し、利用しやすい空間・環境づくりのため、老朽化したトイレを更新いたします。

公園・緑地の充実では、総合運動公園や北部公園を初めとする公園については、誰もが安心して安全に利用できるよう適切な維持管理を行うとともに、地域における小規模な公園については、効果的な利活用を図るため、地域住民による協働管理を積極的に進めてまいります。

次に、環境保全・環境共生の推進です。地球温暖化の問題は、人類の共通認識として取り組まなければならない課題となっております。地域から地球温暖化を防止する取り組みとして、地球に優しい再生可能エネルギーである太陽光発電設備を設置する町民への補助制度を引き続き実施してまいります。

また、未来を担う子供たちに、環境や自然保護に関心を持ってもらう機会とするため、「環境美化ポスターコンクール」や「子供自然観察隊」についても引き続き実施してまいります。

次に、生活環境対策の充実です。近年、スズメバチによる被害が全国的に多く見られ、本町においても安全な生活環境を維持するため、巣の駆除を引き続き行うとともに、公害対策として、騒音測定や河川水質分析を行ってまいります。

廃棄物処理・活用体制の充実では、循環型社会を推進する観点から、生ごみ処理機や枝葉粉碎機の購入、古紙類の集団回収、拠点回収に対する助成を引き続き行うとともに、古着や雑古紙などの既存ステーションによる回収を行い、資源化の促進を図ってまいります。

次に、防災対策の充実です。近年、地震や台風、局地的な集中豪雨などさまざまな自然災害が全国各地で発生し、甚大な被害がもたらされております。こうした自然災害時の対応強化として、自主防災組織の育成や企業とのさまざまな分野における「災害応援協定」の締結に取り組んでまいります。また、町民の防災意識の向上を図るため毎年実施している防災訓練では、町内の「災害応援協定」を締結している民間事業者などの参加により、災害時の相互支援体制の強化を図ってまいります。

新年度では、近年のゲリラ豪雨等を想定した水害対策として、JAしばね支店跡地を取得し、(仮称)水防センターの整備を進めるとともに、大規模地震の発生や気象庁からの警報、北朝鮮弾道ミサイルの発射など、時間的に猶予のない緊急事態の発生を瞬時に捉え、迅速な避難行動を促せるよう新型のJアラートシステムを導入してまいります。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、町内の木造住宅について、耐震診断者を派遣し、耐震診断を実施するとともに、木造住宅の耐震改修、耐震シェルター設置費用の一部について、引き続き助成してまいります。

消防体制の充実では、常備消防業務について、引き続き伊勢崎市に委託し、玉村町の常備消防を確保いたします。また、免許制度の改正により消防ポンプ自動車を運転できない団員がふえる中、消防団への加入促進及び消防団活動を支援するため、新年度から新たに運転免許取得に要する費用を助成してまいります。

次に、防犯体制の充実です。近年、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、凶悪事件の発生など、治安情勢はいまだ楽観視できない状況となっており、町内においても住宅を狙った侵入盗や車上狙いなどによる被害が発生しております。このような状況を受けて、現在、警察や自主防犯組織とともに犯罪防止の取り組みを行っているところでありますが、より安全で安心なまちづくりを進めるため、各小学校区や県立女子大学の周辺を中心に高解像度の防犯カメラを引き続き設置してまいります。また、町一括によるLED防犯灯の維持管理に加え、県立女子大学の周辺を中心に、暗所等への防犯灯の新規設置をふやして犯罪抑止を図るとともに、地域における自主防犯組織の活動を積極的に支援し、明るいまちづくりを推進してまいります。

次に、交通安全対策の充実です。町内の昨年1年間の交通事故発生件数は、前年と同じ184件で、うち死亡者1名、負傷者が216名ということであります。不幸な事故を招かないよう、引き続き交通安全施設の充実に努めるとともに、高齢者や子供の交通事故防止のための啓発活動や危険を予知させる「スケアード・ストレイト方式」の交通安全教室などを行い、交通事故の減少と防止に努めてまいります。また、新年度では、高齢ドライバーによる事故が相次いでいる昨今、65歳以上の高齢運転者を対象に、運転経歴証明書交付手数料を助成し、運転免許を自主返納しやすい環境づくりを推進してまいります。

第4、に産業・経済分野として「地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち」についてご説明申し上げます。

まず、時代をリードする農業の振興ですが、オープン以来、にぎわいを増している道の駅玉村宿については、指定管理者制度を活用することで、町の実質的な負担なくしての運営を見込むことができました。引き続き、県内外からの積極的な誘客を図り、地域振興の拠点として、町の魅力の情報発信とともに、農畜産物を初めとする地元特産品などの販売・PRにより、地場産業の振興・活性化を推進してまいります。

農業振興につきましては、本年度に策定した「農業振興地域整備計画」により、計画的な農地の利用と保全を図るとともに、農業用機械等の導入助成に加え、農業関係機関と連携して、野菜園芸農家など意欲のある農業者や法人等を引き続き支援してまいります。

さらに、本町の農業を持続的に発展させていくため、農産物のみならず、地域資源を活用した6次

産業化や農商工連携による農産物の加工等を通じた農業の高付加価値化の推進を図ってまいります。

施設整備では、安定した農業用水の確保を行うため、用水路の改修工事や水門の設置工事等を行ってまいります。

次に、活力ある工業、魅力あふれる商業の振興です。未来への投資につながる企業誘致や産業振興、雇用促進対策として、交通の利便性にすぐれ、道の駅玉村宿に隣接した町の新たな玄関口である高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区について、新産業団地の開発など新たな拠点整備を指すとともに、長期的な視点に立って、東部工業団地のさらなる拡張について調査研究を進めてまいります。

また、企業誘致を促進し、産業の振興、雇用機会の拡大を図るため、引き続き企業立地促進奨励金制度により、町内へ事業所を新設、移転または増築する企業を支援してまいります。さらに、町内で創業するため、町指定の融資を受ける際に支払う保証料の2分の1と支払利子を補助する創業者融資事業により、地域経済の活性化と雇用の拡大に努めてまいります。また、町内の中小企業者が、みずから行う新製品・新商品に関する開発で、事業化と市場性が見込まれる事業に対して、県とともに引き続き支援してまいります。

安全・安心な消費生活の確立では、町民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指して、地域の皆様との連携を深めながら振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺・悪質商法を排除するとともに、自立した賢い消費者の育成に消費者行政の分野から力強く取り組んでまいります。そのため、町消費生活センターにおいて、より充実した相談体制を構築するとともに、引き続き被害防止のための消費者啓発事業を積極的に実施してまいります。

次に、観光による地域振興です。年々人気が高まっている花火大会や歴史資産などの観光資源のPR活動や観光ボランティアガイドの体制を整え、ツアーの企画など、独自の観光事業を展開してまいります。

また、「ばらを活かした特色のあるまちづくり」を進めている自治体で組織する「ばら制定都市会議・全国ばらサミット」が、平成31年度に本町で予定されておりますので、会議開催に向けて、バラに関するコンテストを開催するなど準備及び周知を進めてまいりたいと思っております。

第5に、都市基盤分野として「コンパクトで利便性と快適性が高いまち」についてご説明申し上げます。

まず、魅力ある市街地の形成です。人口減少対策として移住定住を促進する文化センター周辺地区土地区画整理事業について積極的に取り組んでまいります。新年度では、区域内の道路築造工事や高質空間歩行ルート整備工事、交通ターミナル設計業務等を行い、早期に第Ⅱ期分譲ができるよう事業の進捗を図ってまいります。また、この開発に伴い、土地を購入し、定住していただいた世帯に対して奨励金を交付し、定住促進を推進してまいります。

次に、機能的な道路網の形成です。県道藤岡大胡線から藤岡大胡バイパスを介して東部工業団地をつなぐ町道103号線道路改良事業に着手するとともに、道路舗装修繕計画及び橋梁長寿命化計画に

基づいた道路ネットワークの老朽化対策、通学路歩道整備、地区要望等の既存道路の改良などを含めた道路整備を引き続き行ってまいります。

また、新橋建設促進として、都市計画道路与六分前橋線の利根川への架橋について、調査結果に基づき、国や県への働きかけを一層推進してまいります。

次に、空き家対策ですが、適切に管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、本年度実施した空き家の所在把握、所有者の意向調査等の結果を踏まえ、今後の利活用等の計画を盛り込んだ対策計画を策定してまいります。

公共交通の整備では、引き続き前橋市と共同により乗合バス路線の運行を行ってまいります。なお、乗合タクシー「たまりん」については、本年度から実証実験として行っている高齢者等へのタクシー料金の一部補助の利用状況等の実態を把握し、今後の方向性を検証していきたいと考えております。

次に、水の適正利用と上水道の整備では、上新田、下新田、上茂木、川井、箱石及び南玉地区の老朽管の更新など管網整備を進めるとともに、安全で安定した水の供給に努めてまいります。

下水道事業では、樋越、上樋越、上福島、与六分、板井、下之宮、箱石及び南玉地区等の管渠築造工事を行い、平成30年度末の普及率82%を目標に積極的に整備を進めてまいります。また、平成32年4月から公営企業会計へ移行するため、その準備作業を引き続き行ってまいります。

第6、協働・行財政分野。

第6に、協働・行財政分野として「地域力を発揮する、住民主役のまち」についてご説明申し上げます。

まず、住民自治のまちづくりの推進ですが、住民主体のまちづくり活動を推進するため、住民活動サポートセンター「ぱる」を中心にNPOやボランティアなど、町民活動団体への支援を引き続き行ってまいります。ボランティア団体や個人が気軽に立ち寄り、情報交換などの連携を図るとともに、交流会を開催し、活動しやすい環境づくりを進めてまいります。

また、岩倉自然公園水辺の森では、住民参加型の自主活動により森の保護活動や子供たちを初め多くの町民が森と触れ合う機会の提供が行われており、引き続き活動団体への支援を行ってまいります。

コミュニティーの育成では、自治会や町内会等の住民組織が活動の拠点としている地区公民館等の施設整備事業に対し、その費用の一部を助成してまいります。

また、町内の手入れの行き届いた自宅等の庭を一般公開するオープンガーデン事業では、ガーデニング実践者のコミュニティーの構築を図るとともに、観光資源として誘客を図ってまいります。

次に、地域間連携・交流の推進です。友好交流都市となっている長野県山ノ内町や茨城県茨城町、群馬県昭和村と今後も文化、教育、経済など幅広い分野で連携して交流事業を進め、それぞれの自治体との友好関係をさらに発展させてまいります。

また、本町は県立女子大学、上武大学、高崎健康福祉大学と「連携協力に関する包括協定」を締結しております。大学連携は本町が進めている「玉村町版生涯活躍の町構想」において核となる施策と

位置づけておりますので、これら大学と教育、健康づくり、スポーツなど、まちづくり全般にわたる連携協力を積極的に行ってまいります。

また、本町では大学連携にとどまらず、企業との連携も進めております。具体的には、玉村郵便局及び芝根郵便局、桐生信用金庫、群馬ヤクルト販売株式会社と包括協定を締結しておりますが、今後においても多様な分野で連携することにより、地域の活性化を図ってまいります。

国際交流の推進では、在住外国人に対しての支援活動を行うとともに、心通い合う多文化共生社会の実現に向けて、国際交流協会を支援してまいります。

外国の生活や文化に触れることにより、国際感覚豊かで広い視野を持つ青少年の育成を図るため、アメリカ・エレンズバーグへの中学生海外派遣事業を引き続き実施してまいります。

次に、人権の尊重です。人権に対する意識啓発を進めるとともに、全ての人が個人として尊重される社会を目指し、人権教育や啓発活動を推進してまいります。

男女共同参画社会の実現では、男女が社会の対等なパートナーとしてともに活躍し、まちづくり等に参画できるよう講演会の開催など啓発活動を推進してまいります。

次に、行政改革の推進です。人事評価制度の実施により、地方公務員としての資質の向上、意識改革を図るとともに、より効果的な研修に取り組むことで、行政課題に積極的に挑戦、対応できる人材を育成してまいります。

また、新年度では、行政組織の見直しを実施いたします。町民の皆様にわかりやすく、実際の業務内容に即した課名とするため、「経営企画課」を「企画課」に、「生活環境安全課」を「環境安全課」に変更いたします。また、業務の内容として、総務課で行っていた広報・広聴業務を企画課に移管し、マスコミや東京圏への情報発信、広報誌やホームページなどさまざまなメディアを使った町内外への情報発信を一元化し、より積極的なプロモーションを実施してまいります。さらに、現在、健康福祉課で行っているスポーツ振興に関する業務を教育委員会の生涯学習課に移管し、高齢社会を見据え、生涯スポーツとしての振興を強化するとともに、健康福祉課を今後ますます増大する福祉ニーズへ対応できる組織とするためのものがございます。今後においてもこれからの行政課題を見据え、より機動的、弾力的な行政運営が可能となるよう適宜見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、健全な財政運営では、収納率の向上やふるさと納税の奨励、企業誘致や定住促進による新たな税財源の確保を図るとともに、固定費の圧縮など経常経費の抑制により健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

第7、地方創生。

最後に、地方創生への取り組みについてご説明申し上げます。

地方創生・総合戦略として、「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」による町の発展と人口減少対策への取り組みを推進してまいります。

新年度では、「玉村町版生涯活躍のまち推進事業」として、生涯活躍のまち基本構想及び実施計画の

実現に向けた地域通貨やボランティアポイントの検討など、諸施策の事業化を行うとともに、生涯活躍のまちとして地域共生社会の実現を推進するため、障がい者と地域住民との交流拠点の整備を支援してまいります。

また、地域おこし協力隊による町の魅力発信のためのイベントの企画運営やSNS等を活用した情報発信活動、移住・定住促進活動の充実を行うとともに、引き続き東京銀座の「ぐんまちゃん家」を活用し、ここを拠点とした情報発信、シティセールス等により町の知名度を高め、交流人口の増加を図ってまいります。また、町への移住に興味のある方々を対象に、東京会場にて相談会を開催し、移住定住促進に向けて町の魅力を発信してまいります。

さらに、大学等連携事業として、学生から町の活性化等に資するアイデアを募るとともに、町内の賃貸住宅に居住する県立女子大学の学生を対象に、地域活動への参加を要件として地域活動奨励金を交付し、イベント協力や地域社会への参加促進を促すことで、若い力による地域の活性化を図ってまいります。

平成30年度の予算編成は、財源確保が厳しい状況の中、「財政健全化」と「人口減少対策」を2本の柱として、「選択と集中」による「歳出の見直し」と「未来への投資」を着実にを行い、「未来につながる予算」となるよう「第5次玉村町総合計画後期基本計画」、「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点分野に沿った編成を行いました。

歳入面では、その根幹となる町税収入について、対前年度比0.8%増の44億8,744万2,000円を見込み、地方交付税については町税の伸びも考慮して4.8%減の11億8,000万円を見込みました。地方債については、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債を5億円、町道103号線を初めとする道路網整備等に8,380万円、(仮称)水防センター整備に3,120万円など、地方債全体で3.4%増の6億5,840万円を見込みました。また、都市計画事業基金の取り崩しを1億9,000万円見込む一方で、財政調整基金の取り崩しは25.4%減の5億円に抑制し、財源確保を図りました。

歳出面では、目的別の内訳として、民生費、労働費などが増加しましたが、中でも労働費では、勤労者センターの土地取得費として4,715万円を計上したため、大幅に増加しました。また、性質別の内訳としては、少子高齢化による社会保障関連経費の増加に伴い、扶助費や繰出金などが増加しましたが、義務的経費では対前年度比0.7%減少し、予算総額に対する構成比は41.3%となりました。一方、投資的経費は、道路網の整備や民間事業者による保育所等の整備支援により2.4%増加し、構成比は9.7%となりました。

なお、国民健康保険特別会計を初めとする6つの特別会計の予算総額は78億3,309万6,000円、企業会計である水道事業会計予算は8億5,569万9,000円となり、一般会計を含めた全会計における予算総額は、対前年度比3.8%減の195億8,379万5,000円となっております。

各会計の詳しい内容につきましては、それぞれの予算案の中でご説明させていただきます。
結びに当たって。

以上、平成30年度の町政運営について、私の所信の一端を申し述べました。

平成30年度の予算は、未来に向かって日々飛躍する輝かしい玉村町の姿を思い描きながら、「飛躍する明日をめざす玉村町創生予算」として編成した予算であります。

これから新年度を迎えるに当たり、町民の皆様とともに、本町の未来をしっかりと見据えながら、一つ一つ着実に歩みを進め、町民の皆様が、「この町に生まれてよかった」、「この町に住んでよかった」、そして、「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりをみずからの責務として果たしていく覚悟と決意であります。

町民並びに議員の皆様には、より一層のご支援とご協力をお願いするとともに、本定例会にご提案申し上げております平成30年度予算案を初め各種案件につきましては、十分ご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で町長施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長施政方針に対する一般質問の通告をされた議員には、質問の要旨を3月5日月曜日の午前9時までに議長に提出してください。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。11時に再開します。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇

○日程第7 議案第1号 玉村町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第7、議案第1号 玉村町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第1号 玉村町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法の改正により、現在県が行っている居宅介護支援事業の指定及び指導・監督権限が、平成30年4月1日から市町村へ移譲されるため、指定居宅介護支援事業がその目的を達成するために必要な基準を新たに定めるものでございます。

居宅介護支援事業所は、在宅の要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類や内容、提供者などを定めた計画を作成し、支援する役割を担っています。所属する介護支援専門員が、介護に関するさまざまな相談に応じ、利用者とサービスを提供する事業者との連絡調整などを行います。

介護保険事業者は、6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力が失われることになっております。平成30年度からは居宅介護支援事業所が所在する市町村へ指定及び更新の申請を行うことになるため、町は条例により定める人員及び運営に関する基準に基づき事業が行われているか、またその遵守状況等を確認の上、指定・監督を行うこととなります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第8 議案第2号 玉村町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第8、議案第2号 玉村町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第2号 玉村町工場立地法に基づく地域準則条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工場立地法の一部改正が平成29年4月1日施行されたことに伴い、従前は市まで移譲されていた工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限が、都道府県から町村に移譲されましたので、企業誘致施策の1つとして町独自の緑地面積率等の基準を定めるものでございます。

具体的な内容につきましては、用途地域における工業地域及び工業専用地域にある特定工場の敷地面積に対する緑地面積率を国の基準である20%から5%に、屋外運動場や広場などの環境施設面積率を25%から10%に定めます。また、準工業地域にある特定工場の敷地面積に対する緑地面積率を国の基準である20%から10%に、環境施設面積率を25%から15%に定めるものであります。

また、町内全域の特定工場に対して屋上緑化や駐車場緑化など同じ敷地に緑地と他の施設とが重複する場合の緑地面積算入率を国の基準である緑地面積の25%以下から50%以下にするものであります。

現在の緑地面積率等は企業にとって負担が大きく、特に既存の工場においては、新たな設備投資の阻害要因となっています。緑地面積率等を緩和し、工場敷地の有効活用を可能にすることで、既存の工場の増改築等を促進するとともに、町外への流出を防止します。また、新たな企業を誘致することにより、町産業の振興と地域経済の活性化及び雇用の創出を図ろうとするものです。

なお、この条例制定に伴い、今まで東部工業団地のみ適用されていた玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例は廃止します。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、議案第2号 玉村町工場立地法に基づく地域準則条例の制定については、総務経済常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

○日程第9 議案第3号 行政機構の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第9、議案第3号 行政機構の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第3号 行政機構の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、今後増加する行政課題等に対応するとともに、町民の皆さんにわかりやすい組織とするため、役場内部の行政組織を変更するものでございます。

まず、課名の変更につきましては、町民からわかりやすく、なおかつ実際の業務内容に即した名称とするため、「経営企画課」を「企画課」に、「生活環境安全課」を「環境安全課」に変更いたします。

次に、課の事務分掌につきましては、今まで総務課で行っていた広報・広聴業務を企画課に移管し、町からの情報発信を一元化します。

これにより、マスコミや東京圏への情報発信、広報誌やホームページ等、さまざまなメディアを使った町内外への情報発信を一元化し、より積極的な町のプロモーションを実施してまいります。

また、現在健康福祉課が所管しているスポーツ振興に関する業務につきましては、教育委員会の生涯学習課へ移管いたします。高齢社会を見据え、生涯スポーツとしての振興を強化するとともに、健康福祉課において、増大している福祉ニーズに対応するためのものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第10 議案第4号 玉村町個人情報保護条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第10、議案第4号 玉村町個人情報保護条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第4号 玉村町個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、同法の趣旨と同様の改正を行うものでございます。

改正内容は、個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報の取り扱いの定義でございます。

まず、個人情報の定義の明確化につきましては、指紋データや旅券番号等、個人を識別できる符号についても個人情報として定義するものでございます。

また、要配慮個人情報の取り扱いにつきましては、本人の人種、信条、社会的身分、病歴及び犯歴などの個人情報について、不当な差別や偏見、その他不利益が生じないように、その取り扱いに配慮するため、新たな要配慮個人情報を定義するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 1 議案第 5 号 玉村町交通指導員設置条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 1 1、議案第 5 号 玉村町交通指導員設置条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 5 号 玉村町交通指導員設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

主な改正内容は、条例で定められている交通指導員への貸与品について、近隣市と同様に規則で定めることとするものです。これにより実際に現場で必要な用品の弾力的な貸与が可能となります。

また、条例内で使われている語句が一般的ではないため、その訂正及び引用条例の名称を訂正するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 2 議案第 6 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 1 2、議案第 6 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 6 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」が改正され、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」として名称を変え、平成 2 9 年 7 月 3 1 日に施行されたことに伴い、玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の題名及び引用法律、引用条項等を修正するものです。

また、現在の条例において適用になっている企業があるため、附則で経過措置を定めております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第13 議案第7号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例
に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第13、議案第7号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第7号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域再生法改正に伴い、玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正して、項ずれの修正を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第14 議案第8号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第14、議案第8号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 議案第8号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険法の改正により、地方税法が改正されたことに伴う改正であり、市町村の国民健康保険税を国民健康保険事業納付金の納付に要する費用等に充てること及びそれに伴う文言整理をするものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第15 議案第9号 玉村町児童館条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第15、議案第9号 玉村町児童館条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 議案第9号 玉村町児童館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、放課後児童クラブの使用料を16年ぶりに改正するものでございます。

国の考える放課後児童クラブの運営費の負担割合は、保護者からの使用料を2分の1とし、残りの

2分の1を国、県、町で負担するものとしています。当町の放課後児童クラブ使用料の保護者負担は、4分の1程度であるとともに、県内他市町村と比較しても特に安価な水準であります。

また、減免制度についても、ひとり親世帯に対して全額免除としており、近隣市町村のような所得に応じた受益者負担となっていません。

以上の2点の理由により、使用料改正を行う必要が生じたものです。

改正の主な概要ですが、1点目は、平成30年度、31年度にそれぞれ月額使用料を4,000円から1,000円ずつ値上げを行うものです。

2点目は、月額使用料の改正に伴い、長期休業日等のみの使用料及び延長クラブ使用料についても見直しを行うものです。

3点目は、減免制度について、新たに町民税非課税世帯が減免対象となるよう変更するとともに、所得に応じた受益者負担を求めため、町民税課税世帯か非課税世帯かにより、減免額を決定する方式にいたします。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 何点かお聞きしたいと思います。

児童館条例を改正して放課後児童クラブ等の利用料を値上げするというふうな提案であるわけですが、国はその財源の2分の1を負担し、違う。保護者が半分で、その残りを国、県、町ということで、そういうことで増額をするのだということでもありますけれども、先ほど町長が語りました施政方針でも、玉村町は子育て支援を強めていくのだと、こういう立場をはっきり明確に打ち出しているわけですが、確かに周辺市町村から比べて高い、高いというか、安くなっているというのがありますけれども、それは玉村町が、子育てするなら玉村町という旗のもとに、その支援をずっと粘り強く続けてきた現状にあるのだと思うのです。

そこで、周辺自治体の今の使用料の実態はどうなっているのか。それから、これを値上げした場合、要するに収入が多くなるわけですが、その予算をどの程度と見込んでいるのか、この2点についてお尋ねいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 初めに、周辺自治体の放課後児童クラブ使用料の現状ですが、お隣の伊勢崎市では月額1万円をいただいていると。藤岡市では通常が8,000円で、夏休みは1万3,000円、前橋市では8,000円前後、高崎市においては7,000円から1万2,000円

の間ということでもあります。

実際今回の改正に伴う歳入の影響額ですけれども、平成30年度については全体で500万円程度、平成31年度については……

〔「金額がちょっと聞こえない」の声あり〕

◇子ども育成課長(萩原保宏君) そうですか。平成30年度については約500万円です。平成31年度については1,040万円、これらが増収の見込みとなるということでございます。

なお、一部非課税世帯については、減免等を行いますので、マイナス分も含んで、トータルで、この金額になっております。

◇議長(高橋茂樹君) 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番(宇津木治宣君) 人口減少を招かないということで、その措置として、子育てするなら玉村町と、子育てしやすい町だよというようなことをアピールしていくということがうたわれているわけですけれども、結局500万円の収入増になるということで、これはいろいろなお金のかけ方もあるのでしようけれども、平成31年は1,040万円と、この差額はということなのですか。その辺について2点質問いたします。

◇議長(高橋茂樹君) 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長(萩原保宏君) まず、子育てするなら玉村町ということで、今回それに反するのではないかというご質問ですけれども、玉村町においては、群馬県全体で申し上げますと、1万円から1万2,000円の放課後児童クラブが一番多いわけです。その半額以下で現在使用料をいただいているということで、現在まで15年間全く上げずに頑張ってきたわけですけれども、人件費も上がっておりますし、エアコンをつけたり、電気料も上がっております。こういった経費、人件費については、これまで少しずつ上げてきたわけですけれども、これはずっと一切上げて、料金には反映させてきませんでした。これらの経費を一部いただきたいということで、今回の値上げについては、群馬県内の隣接市町村と比べましても、決してそれを上回るという金額ではありません。

それと、もう一点は何でしたっけ。

〔何事か声あり〕

◇子ども育成課長(萩原保宏君) その次の平成30年度と平成31年度の違いですけれども、基本的には現在4,000円のところ、平成30年度は1,000円アップをさせていただくと。平成31年度は、さらに1,000円アップをさせていただくということになりますので、平成30年度は全体で500万円の収入増、平成31年度は全体で約1,040万円の収入増となるところであります。

以上です。

◇議長(高橋茂樹君) 11番宇津木治宣議員。

[11番 宇津木治宣君発言]

◇11番(宇津木治宣君) そうしますと、今度の一部条例改正は平成30年度分ということで、平成31年には、またもう一回増額したものを提案するという予定ということですか。

◇議長(高橋茂樹君) 子ども育成課長。

[子ども育成課長 萩原保宏君発言]

◇子ども育成課長(萩原保宏君) 今回の条例改正につきましては、平成30年度と平成31年度、2カ年にわたって改正するというございます。県内の平均と比べますと、著しく安く設定されているわけですが、急激にこの安いのを上げるということになりますと、利用者に負担がかかるということですので、2年間の経過措置をとっておりまして、減免につきましても経過措置をとっております。著しく負担増にならないように配慮しているところでございます。

◇議長(高橋茂樹君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

◇議長(高橋茂樹君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第16 議案第10号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

◇議長(高橋茂樹君) 次に、日程第16、議案第10号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第10号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年4月1日から「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、「高齢者の医療の確保に関する法律」第55条の2の規定が新設されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものです。

改正の主な概要は、平成30年度より都道府県が国民健康保険運営の主体となることにより、施設等に入所している国保の住所地特例者は、前住所地の都道府県の被保険者となります。しかし、現行制度では、住所地特例者が75歳到達等により国保から後期高齢者医療制度に加入する場合、後期高齢者医療制度の住所地特例が適用されないため、施設住所地の広域連合が保険者になります。

そこで、現に国保の住所地特例を受けている被保険者が、後期高齢者医療制度の被保険者になる場合には、前住所地の都道府県の広域連合の被保険者となるよう見直しを行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第17 議案第12号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第17、議案第12号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第12号 玉村町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年4月1日より、国民健康保険が広域化し、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになるため、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令が一部改正されることに伴い、玉村町国民健康保険条例についても一部を改正する必要が生じたものです。

改正の主な概要は、県も市町村とともに国民健康保険に関する事務を行うことから、県で行う事務と町で行う事務とを明確に区別するために、条例内の「この町が行う国民健康保険」の後に「の事務」を追加して「この町が行う国民健康保険の事務」とし、あわせて法改正後には市町村の国民健康保険運営協議会が規定されていないため、「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」と改めるものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第18 議案第13号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第18、議案第13号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第13号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、法改正による委員の名称変更と、新たに地域おこし協力隊員の報酬額を定めるものでございます。

具体的には、国民健康保険法の一部改正により、「国民健康保険運営協議会」の名称が「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改正されるため、報酬を支給する委員の名称も同様に変更するものでございます。また、地域おこし協力隊員につきましては、平成30年度からの採用を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第19 議案第14号 玉村町介護保険条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第19、議案第14号 玉村町介護保険条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長(角田紘二君) 議案第14号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年度から32年度までの介護保険料の段階設定及び段階ごとの金額を定めるとともに、介護保険法の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

平成30年度から32年度を事業計画期間とする「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、介護サービス見込み量の増加、介護報酬の引き上げなどにより、介護給付費はさらに増加する見込みとなっております。

65歳以上の介護保険料の負担割合は、現行の22%から23%への引き上げが示されていることなどから、今後3年間における介護保険事業を円滑に運営するため、介護保険料基準額の月額を現行の6,310円から6,870円に引き上げるものでございます。

また、所得段階区分については10段階から13段階にふやし、高所得者層をさらに細分化します。低所得者に対する国の軽減措置についても継続されるため、引き続き第1所得段階の軽減率を引き下げるものでございます。

そのほか、介護保険法の改正により、市町村の質問検査権の対象が、第2号被保険者の配偶者もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主等へ範囲が拡大されたことに伴い、過料に処する対象者の範囲を改めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(高橋茂樹君) 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(高橋茂樹君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(高橋茂樹君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

- 日程第 20 議案第 15号 玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 16号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 17号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 20、議案第 15号 玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてから日程第 22、議案第 17号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの 3 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 20、議案第 15号から日程第 22、議案第 17号までの 3 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 15号 玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、厚生労働省令である「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正され、平成 30年 4月 1日付で施行されることに伴い、町の条例も改正する必要が生じたものです。

国では、3年に 1度、定期的な介護保険制度の見直しを実施しており、平成 30年 4月 1日から児童福祉法や障害者総合支援法の指定を受けている事業者も「共生型サービス」として介護保険サービスを提供できることとなります。

これを受け、玉村町が定める指定基準についても改正後の厚生労働省令に準じた基準とするため、

所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、連携に努めなければならない機関として障害福祉制度の相談機関を加えるほか、入院時に担当ケアマネジャーの氏名を入院先に伝えるよう利用者に求めること等を義務づけるものがございます。

次に、議案第16号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議案第15号と同様に、厚生労働省令の改正に伴い、玉村町が定める指定基準についても改正後の厚生労働省令に準じた基準とするため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容ですが、「地域密着型通所介護」について、共生型地域密着型通所介護に関する基準を設けます。また、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されることに伴い、従業者が兼務できる併設施設の規定等に「介護医療院」に関する文言を加えるものがございます。

次に、議案第17号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議案第15号及び第16号と同様に、厚生労働省令の改正に伴い、玉村町が定める指定基準についても改正後の厚生労働省令に準じた基準とするため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、新たな介護保険施設である介護医療院について、従業者が兼務できる併設施設の規定等に文言を加えるものがございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第20、議案第15号 玉村町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第16号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第17号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第23 議案第18号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第23、議案第18号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第18号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、群馬県小口資金促進制度の要綱の改正に合わせ、玉村町小口資金融資促進条例の一部を改正するものでございます。

町の小口資金融資促進条例は、群馬県小口資金促進制度の要綱に基づき、融資対象・融資条件等を定めております。

改正内容は、融資対象である設備資金について、資金の使途として土地の取得を除くものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第24 議案第19号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第24、議案第19号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第19号 玉村町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、水道事業給水条例に証明書交付手数料を定めるものでございます。

現在、水道料金に関する証明書につきましては、町の手数料条例を根拠に、町の職員が発行し、手数料を徴収しています。

今回、給水条例に証明手数料の記載を加えることで、民間の水道料金徴収業務受託事業者の職員が、受託業務の範囲内で証明書の発行及び手数料の徴収が行えるようにするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。午後1時30分に再開いたします。

午前11時58分休憩

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

○日程第25 議案第20号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第6号）

○日程第26 議案第21号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第27 議案第22号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○日程第28 議案第23号 平成29年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○日程第29 議案第24号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○日程第30 議案第25号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○日程第31 議案第26号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第25、議案第20号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第6号）から日程第31、議案第26号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第25、議案第20号から日程第31、議案第26号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第20号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から2億2,841万2,000円を減額し、歳入歳出算の総額を109億1,487万8,000円とさせていただくとともに、繰越明許費の設定及び地方債の

変更をさせていただくものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正内容につきましては、年度末ということで、全体的には事業費の確定や入札差金、各種経費の節約による減額等でございますが、寄附金につきましては、一般寄附として100万円、福祉のために17万9,000円、それぞれ用途への充当のほか、地域福祉基金へ積み立てをさせていただくものでございます。また、歳出の増額予算については、保育所や学校施設に係る施設の修繕に要する費用等の追加でございます。

以上により、財政調整基金からの繰入金は、当初6億7,000万円を予定しておりましたが、今回の補正で3億5,000万円となり、平成29年度末の財政調整基金残高は12億7,200万円程度となる見込みでございます。

なお、繰越明許費の設定につきましては、町道220号線道路改良事業、景観まちづくり事業、文化センター周辺まちづくり事業について、それぞれ今年度中に予定していた事業が完了しないことが見込まれることから翌年度に繰り越すものでございます。

また、地方債の変更につきましては、それぞれの事業費が確定したことに伴う減額でございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第21号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,576万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,045万6,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入におきましては、交付決定等による増額及び減額、加入者の減少による国民健康保険税の減額及び前年度繰越金の増額でございます。

歳出につきましては、事業費の確定による減額や、今後の支払い見込みによる医療給付費の増額及び減額、さらに新たに前年度繰越金から財政調整基金へ1億円の積み立てを行うものでございます。

次に、議案第22号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,022万3,000円とするものでございます。

補正内容ですが、歳入については、後期高齢者医療広域連合受託事業収入を32万4,000円増額するものでございます。

歳出については、しなやか健診委託料である後期高齢者健康診査委託料を歳入と同額の32万4,000円増額するものでございます。

次に、議案第23号 平成29年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億7,248万7,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を25億167万2,000円とするものでございます。

歳出の主な補正内容ですが、介護サービス給付費等の支出見込み額が確定したことに伴う各項目の増減及び過年度分の精算に伴う一般会計返還金の追加並びに第6期介護保険事業計画期間中に生じた剰余金を介護保険基金に積み立てるものでございます。

なお、不足する財源につきましては、繰越金を充てております。

次に、議案第24号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ333万1,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、介護予防サービス計画費、介護予防ケアマネジメント費収入を減額し、一般会計からの繰入金を追加するものでございます。

また、歳出につきましては、一般管理費及び介護予防サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費を執行状況の見込みにより減額するものでございます。

次に、議案第25号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,590万円を減額し、総額を13億2,150万円とするものでございます。

主な補正内容ですが、受益者負担金、国県補助金等の特定財源の調整や事業確定による建設費の減額及びこれらに伴う起債予定額の変更でございます。

次に、予算科目ごとの増減額についてご説明いたします。

歳入については、下水道事業受益者負担金を360万円、県補助金を800万円それぞれ増額するとともに、国補助金を1,000万円、一般会計繰入金を600万円、下水道事業債を1億2,150万円それぞれ減額するものでございます。

一方、歳出については、公共下水道維持管理費を438万9,000円、特定環境保全公共下水道維持管理費を529万3,000円、公共下水道建設費を1,134万5,000円、特定環境保全公共下水道建設費を1億337万3,000円、利子償還金を150万円それぞれ減額するものでございます。

最後に、繰越明許費ですが、「福島・下新田地区幹線整備事業」ほか3事業について総額1億486万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、議案第26号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,828万5,000円を減額し、その総額を3億1,109万3,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、国庫補助事業による整備予定の道路について、国からの交付金の配分率が低く、一部道路工事の施工ができませんでした。そのため、平成30年3月末に販売事業者に引き渡し予定の73区画のうち、道路に面している13区画について引き渡しが行えず、13区画分の6,828万5,000円を歳入歳出それぞれ減額するものでございます。今回の未施工部分については、新年度において施工してまいります。

なお、起債の償還につきましては、引き渡しを行う60区画分の収入により、平成30年2月20日に全額償還いたしました。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で7議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第25、議案第20号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第6号）、これより本案に対する質疑を求めます。

10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） 44ページですか、財務会計システムが、業務委託料432万円減額、これは何か職員が作成したということですのでけれども、金額も結構あるので、ちょっとお尋ねしたい。どのくらいの時間をかけて、何人の職員が、このシステムをつくったわけですか。その辺をお尋ねしたい、まずは。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 職員のほうは担当が3人になります。時間については、業務の合間、合間で積み上げてやったものですから、ちょっと時間とか、その辺については、こちらのほうは把握しておりません。

◇議長（高橋茂樹君） 10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） それで、業務の間でやっとなら、3人の職員が。だけれども、本来の彼ら、彼女らが持っている仕事に影響なく、これはできたということですか。具体的にはどんな作業をしたのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 本来業務につきましては、その時期、期限があるものについては、残業とか、そういった部分で対応し、またこちらの業務のほうの内容の、対応できるときにそちらのほうをやったということです。

〔何か声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質問の内容をよく聞いて答えてください。
総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 内容につきましては、公会計の導入に伴って、そちらのほうの仕分けとか、そういった内容になります。

◇議長（高橋茂樹君） 10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君発言〕

◇10番（石川眞男君） 例えばこれを委託すれば、そのまま目安として400万円からの委託費、それを3人の職員が業務の合間にいろいろやりくりしながら公会計のシステムをつくったということになると、実際委託した成果として使うのよりも、自分でつくったということになると、仕事も覚えられるという意味では非常に意味あることだと思うのですけれども、このようなことがほかのところでも、安直な委託とは言わないけれども、できる可能性がもしあるのだとすれば、その辺も少し今後追求するとか、職員を鍛える意味でも、そういうものも必要だと思いますけれども、町長、どんな感じでこの減額をとらえていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ちょっと内容が、私詳しくないので、副町長に答えさせます。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 宮川清吾君発言〕

◇副町長（宮川清吾君） 失礼いたします。

ただいまの議員のご質問でございますけれども、やはり委託につきましては、職員ができるものについては、なるべくやっていくということだと思いますけれども、職員が通常業務で手いっぱい、なかなかそちらまで手が回らないというようなものもありますので、場合によって委託にしていくもの、あるいは可能な限り職員が対応していくものというふうに分けて、やはり考えていくべきかなと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 5ページの繰越明許費についてお伺いいたします。

3事業が書いてあるのですが、この事業はどうしても繰り越ししなくてはならないようなどんな事情があったのかということと、これは当初予算にのっている事業だと思うのですが、最初から繰り越しというか、でき上がらないものとして組んであった事業なのか、それはどうしても繰り越さなくてはならない、どんな事情があったのかをお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

5ページの繰越明許費なのですけれども、町道220号線につきましては、3つの工事が繰り越しになっております。契約額の4割は前払い金という形で、平成29年度に支出しておりますので、残った6割分についてが、7,500万円ということで、合計額になっております。町道220号線につきましては、平成29年度末を目標として発注しているのですけれども、発注時期は夏ごろに発注しております。

ただし、新規道路ですので、上下水とか、水道も下水もありまして、そういった工事が一気に7本も8本も発注されているような状況で非常に混乱しています。それなので、調整をするに不測の日数を要していますし、また隣接者の出入り口ですね、そういったところにも時間を要しましたので、目標は平成29年末だったのですが、繰り越しやむなしということで、工期を延ばしていただければと思っております。

それから、その下の景観まちづくりにつきましてはの56万円ですか、こちら2カ年かけて景観計画を策定しています。今年度末に計画策定までを目標としていたのですけれども、今案ができて、パブリックコメントをかけています。ちょっと一部重点地域ということで、下新田、八幡様を中心としたところを重点で、少し強い規制をかける経緯がありますので、ちょっと説明会を開催してからのほうがよいのではないかという判断をいたしましたので、その分事業、業務委託をパスコという会社に委託しているわけですが、その分の支援業務と報告書の一部ということで、その分の金額を繰り越しさせていただいています。

それから、文化センターにつきましては、文化センター通り線に下水道工事、文化センター通り線の西側に下水道を引っ張っていく予定です。その工事調整によって、ちょっとおくれましたので、その分の工事と、あとは文化センター通り線の南のほうなのですけれども、区域で。そのの交差点改良もする予定ですので、そういった工事がおくれたということで、こちら2本の工事によって繰越額が契約額の6割に相当する額ですね、それが2,264万円という形になっております。ですから、一応間に合わせる予定で発注はしております。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 当初予算のときの計画が甘いのではないかなと思ったのです。いろいろな工事が重なっているので、工期がおくれたという今の話でしたけれども、それは最初からこういう工事をするときには、このくらいの時間がかかって、この工事がこうなったら、こうなるというのは、全部想定しながら多分予算を組んでいるのではないかなと思うのですが、それがこういうふうになんまりにどんどん、どんどん繰り越しされていくのは、さっき下水道もありましたけれども、昔から比べる

と、繰り越しというのが簡単にできるような感じが、ちょっと私としては見受けられたのですけれども、それについて当初予算で、これだけできるというのをしっかり考えてから予算をつくらないと、毎回毎回繰り越しで持っていくのは、どういうことなのかと、それでいいのかなということもちょっと考えたので、今質問してみたのですけれども、できるだけ繰り越しのない予算をつくっていったほうが良いような気がするのですが、どうしてもこれだけを1回に発注しなければならなくても、繰り越しを見越して発注しているのか、絶対にやろうと思ってやっているのかでは大分違うと思うのですけれども、そこら辺は、もうこんな大がかりになって、結局下水も全部入れなくてはならないから、もし8月に入札したのなら、もう間に合わないというのは確実にわかるわけですよ。それをもうちょっと前から発注できるようなシステムに変えていくとか、年度内に仕上がるような方策をとるといったことは考えられないのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） おっしゃるとおり、計画をもってきちんとその年度に終わりにするということなのですけれども、1つ窮屈なことがありますして、認可ということで、国の補助金をいただいております。事業期間というのが決められていますので、想定として、この年度、平成29年度に終わりになるだろうということで、前年なり、もう決まっているわけですので、そこで最後に来ると、やはりちょっと窮屈な発注というのが生じてしまっている点はあると思います。

◇議長（高橋茂樹君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 3回目ですよ。町長にお伺いしたいのですけれども、この予算を組むときに、今、国の予算なので、そのようにせざるを得ないというようなところはあるのでしょうかけれども、何でもかんでもでき上がらなかつたら繰り越ししていいのかということはないとは思いますが、この繰り越しに関する、繰り越ししていつてしまうことに関して町長はどのように考えていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 専門的になるので、適切な答えかどうかわかりませんが、できるだけ計画した年度で終わるとというのが当然なことであるというふうに思っております。特に道路におきましても、なかなか計画どおりに、あるいは予算どおりに工事が進んでいないという現状があります。そういうようなことで、期限というのは、業者さんにしてみると、1つの工事を請け負って、その期限内に仕上げないと、次の工事に差しさわるわけでありまして、お金も入らないということでもありますので、やはり発注するほうもきちっとした計画のもとに発注するし、施工する人も、やはりその辺の期間、あるいは工事内容をきちっと守るのが基本的なことであろうというふうに考えており

ます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 1個だけ質疑したいと思います。

町内遺跡調査……

◇議長（高橋茂樹君） マイクを立ててページを言ってください。

◇6番（柳沢浩一君） 83ページです。これは使っていませんけれども、文化センター周辺の工事の進捗の関係で調査が行われなかったと、こういうことですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） 町内遺跡発掘調査の業務委託料の200万円の減額につきましては、今、議員さんのほうでお話がありましたとおり、文化センター周辺土地区画整理事業に伴う福島稲荷木V遺跡の整理業務、また観照寺屋敷遺跡、福島大光坊遺跡の印刷製本業務等の請負残という形になります。よろしくお願ひします。

◇議長（高橋茂樹君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） そうしますと、今、課長のお答えからは若干離れるかもしれませんが、文化センター周辺の開発に伴う遺跡の調査等の中で、何かこれはという時代を象徴するような、そういった発掘、発見がありましたか。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） 今回の福島稲荷木V遺跡につきましては、古代の住居址等、またかんがい用水路等、玉村町の古代の歴史を考える上で非常に貴重な遺跡が確認されたということであります。

◇議長（高橋茂樹君） 6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） これで最後の質問になると思うのですが、そういう意味で、玉村町はかつて川井のほうからいい銅鏡か何か出ましたよね。答えは聞きませんが、それで課長なんかは、その辺については極めて造詣も深く、いろいろ研究、勉強されてきたので、玉村町のこれからの遺跡の発掘等について、あるいはまた過去の時代を知る、そしてその時代を知ることによって我々にどんないいことがあるかなど、私は全くの素人ですから、それを活用していく、それを参考にして、今の時代に生かしていく、そういうすべは何もわかりませんが、玉村町の今後の遺跡の発掘についての課長

の最後の叫びを。

◇議長（高橋茂樹君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小柴可信君発言〕

◇生涯学習課長（小柴可信君） ありがとうございます。温故知新という言葉ではありませんけれども、過去を知って、将来に向けて、玉村町の歴史を振り返るといことは非常に重要なことだと思っております。やはり今あるもの、文化財、いろいろな遺産、文化、そういうものを掘り起こして、また再認識して、それを玉村町の将来に向けて生かしていくということが求められていると思っております。私も今後微力ながら、そういうことで町の中でやっていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第21号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 国民健康保険の35ページ、国民健康保険財政調整基金1億円を積み立てるということで、今まで国民健康保険の積立金というのは、長期間にわたってゼロで、これでいきますと、平成26年、平成27年、平成28年、ずっとゼロだったのです、三、四年間。今度1億円を積み立てることになったのですけれども、これはどんなような事情というか、財政事情の中で積み立てることになったのか、答弁をいただきたい。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 石関清貴君発言〕

◇住民課長（石関清貴君） お答えいたします。

国民健康保険特別会計の繰越金につきましては、平成27年度から平成28年度に約8,000万円を繰り越しを行いました。平成28年度から平成29年度については、合計で約1億7,000万円くらいの繰り越しになっております。12月の議会するときにも私ちょっと触れさせていただきましたけれども、今年度の状況を見ながら、積み立てられる分につきましては、基金のほうに積み立てていきたいというなお話をさせていただきました。実際今後どれだけの医療費がかかるかということもありまして、どの程度の基金を積むかということで、いろいろ検討した結果、おおむね1億円程度であれば、何とかいけるのではないかとということで、今回1億円の基金への積み立てをさせていただくということでやらせていただきました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 結局、今度国保、広域化になるわけですが、その基金の取り扱いが国保の広域化とどのような関連を持つのか、その辺についてはどうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 石関清貴君発言〕

◇住民課長（石関清貴君） お答えいたします。

基本的には平成30年度からの広域化に伴って医療費等については全部県から町のほうに入りますので、基本的にお金が、医療費が支払いができなくなるとか、そういったことは発生しません。ですので、予備費も実際のところ、平成30年度予算はこれからですけれども、ほとんどなくてもいいというような話もされております。ただ、うちのほうは若干予備費を見ておりますけれども、ただ何らかの形で急に予算が足りなくなるとか、そういったことが発生したときに基金をある程度持つておくということは必要なのではないかなというふうに考えておりますので、今回1億円の積み立てをさせていただくということになりました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第22号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第23号 平成29年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第3号)、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第24号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第25号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第26号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第32 議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算

○日程第33 議案第28号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第34 議案第29号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第35 議案第30号 平成30年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第36 議案第31号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第37 議案第32号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計予算

○日程第38 議案第33号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計予算

○日程第39 議案第34号 平成30年度玉村町水道事業会計予算

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第32、議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算から日

程第39、議案第34号 平成30年度玉村町水道事業会計予算までの8議案を一括議題としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第32、議案第27号から日程第39、議案第34号までの8議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度玉村町の一般会計予算は、財源確保が厳しい状況の中、「財政健全化」と「人口減少対策」を2本の柱として、「選択と集中」による「歳出の見直し」と「未来への投資」を着実にを行い、「未来につながる予算」となるよう編成を行いました。

特に、人口減少が加速し、少子高齢化が進行する中で、安定した行政サービスを継続していけるよう県央地域に位置する恵まれた立地条件、交通の利便性を生かし、企業誘致や産業振興、定住促進や交流人口の増加に向けた施策など、未来への投資につながる事業の重点化を行うとともに、子育て世代を初め、子供、高齢者、障がい者、全ての町民が夢と希望を持ち、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組むため、「第5次玉村町総合計画後期基本計画」、「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点分野に沿った編成を行いました。

一般会計予算の総額は108億9,500万円となり、昨年度とほぼ同額であります。「人口減少対策」、「未来への投資」、「子育て支援」を主軸として、「未来につながる予算」に重点配分を行った予算となっております。

主な事業といたしましては、人口減少対策として、移住定住を促進する文化センター周辺地区土地区画整理事業に、区域内の道路築造工事や高質空間歩行ルート整備工事、交通ターミナル設計業務等の経費として総額で4億2,535万2,000円を計上いたしました。

また、この開発に伴い、土地を購入し、定住していただいた世帯に対して奨励金を交付する定住促進奨励事業として300万円を計上いたしました。

次に、未来への投資につながる企業誘致や産業振興、雇用促進対策として、交通の利便性にすぐれ、道の駅玉村宿に隣接した町の新たな玄関口である高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区について、新産業団地の開発など新たな拠点整備を目指し、概略設計を行うための経費として831万6,000円を計上するとともに、長期的な視点に立って、東部工業団地のさらなる拡張について調査研究を進めるものでございます。

なお、道の駅玉村宿につきましては、指定管理者制度を活用することで、町の実質的な負担なくしての運営が見込め、引き続き県内外からの積極的な誘客を図り、地域振興の拠点として、町の魅力の情報発信とともに、農畜産物を初めとする地元特産品などの販売・PRにより、地場産業の振興・活性化を推進してまいります。

次に、交通防犯対策としては、犯罪抑止のため、各小学校区と県立女子大学の周辺に引き続き防犯カメラを設置するとともに、電気料を含めたLED防犯灯の一括管理に加え、暗所等の危険箇所への新規設置による明るいまちづくりを推進するため、総額で2,000万8,000円を計上いたしました。

また、高齢者等の交通手段を確保するため、引き続きタクシー料金の一部を補助する経費として、720万円を計上するとともに、高齢ドライバーの事故が相次いでいる現状を踏まえ、65歳以上の高齢運転者を対象に、運転免許証を自主返納する際の運転経歴証明書交付手数料を助成し、交通事故の抑止と自主返納しやすい環境づくりを推進してまいります。

次に、地域福祉では、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みを構築するため、地域福祉計画策定事業として470万9,000円を計上するとともに、障害者支援では、「親なきあと」を支える地域支援拠点のネットワーク整備を県内先進的な取り組み事例として進めるため、36万6,000円を計上いたしました。

次に、子育てしやすい環境づくりでは、待機児童解消に向けて、民間事業者による小規模保育事業所の設置及び既存保育施設の施設整備を支援するとともに、放課後児童クラブの設置についても支援するため、総額で1億2,517万3,000円を計上いたしました。

また、教育委員会との連携を強化し、学校施設を活用した放課後児童クラブについても開設していくため、その準備経費として101万6,000円を計上いたしました。

子育て支援では、出生後、先天性の聴覚障害の早期発見・早期療育につなげるため、新たに新生児聴覚検査を実施する経費として45万9,000円を計上するとともに、子育て世代を支援するため、小中学生給食費の一部免除についても引き続き行ってまいります。

次に、道路網の整備では、県道藤岡大胡線から藤岡大胡バイパスを介して東部工業団地をつなぐ町道103号線道路改良事業に着手するとともに、道路舗装修繕計画及び橋梁長寿命化計画に基づいた道路ネットワークの老朽化対策、通学路歩道整備、既存道路の改良などを含めた道路施設の事業費として、総額で2億7,664万9,000円を計上いたしました。

また、空き家対策として、本年度実施した所在把握や意向調査等の結果を踏まえ、今後の利活用等の計画を盛り込んだ対策計画を策定するための経費として425万8,000円を計上いたしました。

次に、消防防災対策としては、消防団への加入促進及び消防団活動を支援するため、消防ポンプ自動車運転免許取得に要する費用の助成として84万円を計上するとともに、近年のゲリラ豪雨等を想定した水害対策としてJAしばね支店跡地を取得し、(仮称)水防センターの整備を進めるため、総額

で3, 129万2, 000円を計上いたしました。

次に、教育環境の充実といたしましては、学校現場の多忙化が社会問題になる中、教職員の勤務の実態をタイムレコーダーの導入により把握し、働き方改革をサポート・推進するとともに、中学校運動部活動指導員を配置し、教員の支援及び部活動の質的向上を図るための経費として、総額で297万8, 000円を計上いたしました。

最後に、地方創生への対応では、「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」による町の発展と人口減少対策への取り組みを推進するため、「生涯活躍のまち」基本構想及び実施計画実現に向けた地域通貨やボランティアポイントの検討など、諸施策の事業化及び障がい者と地域住民との交流拠点の整備支援として205万円を計上するとともに、地域おこし協力隊に要する経費として801万2, 000円を計上し、町の魅力発信のためのイベントの企画運営やSNS等を活用した情報発信活動、移住・定住促進活動の充実を行ってまいります。

また、東京銀座の「ぐんまちゃん家」を活用し、ここを拠点とした情報発信、シティセールス等により町の知名度を高め、交流人口の増加を図るため、199万7, 000円を計上いたしました。

さらに、大学等連携事業として、学生から町の活性化等に資するアイデアを募るとともに、町内の賃貸住宅に居住する県立女子大学の学生を対象に、地域活動の参加を要件として地域活動奨励金を交付するため、106万2, 000円を計上いたしました。

歳出の目的別内訳については、民生費、衛生費、労働費、消防費、公債費が増加しましたが、中でも労働費は、勤労者センターの土地取得費として4, 715万円を計上したため、大幅に増加しました。その他の科目については減少となりましたが、議会費及び農林水産業費は、それぞれ議員定数の削減、道の駅玉村宿の指定管理者移行により減少しているのが特徴であります。

また、性質別内訳については、扶助費、公債費、積立金、繰出金、普通建設事業費が増加しましたが、人件費、物件費、維持補修費、補助費等は減少しました。義務的経費は、対前年度比0.7%減少し、予算総額に対する構成比は41.3%となりました。一方、公共事業に係る投資的経費は2.4%増加し、構成比は9.7%となりました。

次に、歳入の主なものといたしましては、まず町税について、土地、家屋の評価がえに伴い固定資産税が対前年度比0.9%減少したものの、企業業績の伸びを受け、法人町民税が18.2%増加したため、町税全体では0.8%増加し、44億8, 744万2, 000円を見込みました。

地方交付税については、町税の伸びも考慮し、推計の結果、4.8%減の11億8, 000万円を見込みました。

使用料及び手数料では、道の駅玉村宿の指定管理者への移行により37.6%減少し、1億3, 152万2, 000円を見込みました。

国庫支出金では、民間事業者による保育所等の整備支援を行うため、10.4%増の11億8, 280万8, 000円を見込みました。

財産収入では、文化センター周辺地区土地区画整理事業による保留地処分の減少により80.0%減少し、5,120万8,000円を見込みました。

寄附金では、魅力ある地元特産品の開拓を行うことで、ふるさと納税による財源確保の拡大を目指し、4,000万円を見込み、33.3%の増となりました。

基金繰入金では、財政調整基金から5億円、ふるさと創生基金から2,550万円、都市計画事業基金から1億9,000万円、文化センター運営基金から3,000万円など、総額で7億5,279万1,000円を取り崩して財源確保を図りました。

町債については、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債を5億円、町道103号線を初めとする道路網整備等に8,380万円、(仮称)水防センター整備に3,120万円など、町債全体で3.4%増の6億5,840万円を見込みました。

歳入の性質別内訳については、宅地造成事業特別会計からの換地売り払い収入による繰入金、都市計画事業基金繰入金が増加したものの、使用料及び手数料、財産収入などが減少したことにより、自主財源は対前年度比1.7%減少し、予算総額に対する構成比は56.8%となりました。

一方、依存財源では、地方交付税が減少したものの、国県支出金、町債などが増加したことにより2.5%増加し、構成比は43.2%となりました。

以上が、平成30年度一般会計予算の概要でございますが、今後も引き続き、本町が将来にわたって魅力あるまちづくりを進めていくため、未来への積極的な投資による財源確保を図るとともに、「選択と集中」による健全な行財政運営を目指していく所存であります。

次に、議案第28号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,282万4,000円とするものでございます。

前年度当初予算と比較しますと、17.8%の減となっております。

歳入歳出共通する減額の主な要因といたしましては、平成30年度から始まる国民健康保険の広域化に伴い、これからは県が財政運営の中心を担う形となるため、これまで各市町村で補填し合っていた高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業が廃止となったこととございます。

また、共同事業以外で平成30年度からの予算編成上変更になる点といたしましては、まず歳入面ですが、国庫支出金、各種交付金及び納付金につきまして、これまでは各市町村が必要な額を申請し、それぞれ交付されておりましたが、これからは県が取りまとめの上、一括して申請し、県に対して交付されます。県は各市町村が医療給付費として必要な額を県支出金として支出する形となるため、町の予算上、国庫支出金、各種交付金及び納付金はなくなり、かわって県支出金が大幅な増額となっております。

次に、歳出面ですが、大きな変更点といたしましては、県が財政の中心を担うこととなるため、町で徴収した国民健康保険税等をもととした、国民健康保険事業費納付金を県に対し納めることになり

ます。これは国庫支出金や各種交付金及び納付金とともに、各市町村の医療給付費等の原資となるものでございます。後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金及び介護納付金につきましては、県が取りまとめて支出することとなるためなくなります。総務費、医療給付費、保健事業費などにつきましては、これまでどおり町として必要な額を計上しております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が8億4,210万2,000円、県支出金が24億820万4,000円、繰入金が2億6,839万6,000円であります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が24億1,474万6,000円、国民健康保険事業費納付金が10億4,227万7,000円、保健事業費が3,783万2,000円であります。

被保険者数は減少傾向にありますが、1人当たりの医療費単価は年々増加傾向であるため、引き続き医療費適正化を図るとともに、収納対策に力を入れ、国保特別会計の健全運営に努めてまいります。

次に、議案第29号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,611万5,000円とするものでございます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し、12.9%の増加となっております。主な要因としては、高齢化による被保険者数の増加に加え、保険料の軽減制度の改正などによる保険料増加や基盤安定繰入金が増加したことなどがございます。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料2億1,333万8,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金6,131万1,000円、受託事業収入1,305万7,000円であります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金2億7,465万1,000円、健康診査等事業費1,386万8,000円であります。

保険料と基盤安定繰入金は、そのまま群馬県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします。

群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者であります。市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携をとりながら円滑な運営に努力してまいります。

次に、議案第30号 平成30年度玉村町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,685万5,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと、8.7%の増となっております。

歳入の主なものにつきましては、65歳以上の第1号被保険者保険料が6億6,732万3,000円、国庫支出金4億5,983万4,000円、支払基金交付金6億4,127万8,000円、県支出金3億4,846万9,000円、一般会計等からの繰入金3億3,974万5,000円です。

歳出の主なものにつきましては、総務費2,847万円、介護サービス等諸費22億9,928万

3,000円、地域支援事業費1億2,789万5,000円です。総務費につきましては、計画策定事業等の完了に伴い、対前年度比20.7%の減となっておりますが、介護サービス量の増加に伴い、保険給付費は10.3%、また地域支援事業費につきましても、介護予防に重点を置いた施策のさらなる推進のため、17.2%の増となっております。

なお、平成30年度は「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の初年度となります。本計画は、平成30年度から平成32年度までの3カ年計画として策定し、また団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据えた長期的な視点による展望も示しています。高齢者を取り巻く状況や介護保険制度の改正等も勘案し、今後3年間の事業を円滑に行うため、介護保険料率の見直しも行いました。

介護保険制度は、要介護認定者の増加や介護サービスへの需要の高まりを踏まえ、今後も安定的な制度の運用が必要となっております。認知症や重度の要介護状態になっても住みなれた地域で安心して暮らせるよう、さらに地域包括ケアシステムを強化し、引き続きより信頼と安心のおける制度の維持に努めてまいります。

次に、議案第31号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ421万7,000円とするものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、要支援1・2と認定された方及び総合事業対象者に対してケアプラン等を作成する介護予防・ケアマネジメント費収入191万6,000円、一般会計繰入金等230万1,000円でございます。

続きまして、歳出の主なものとしたしましては、介護支援専門員等の雇い上げ費用、システム機器使用料など総務管理費として220万4,000円、予防給付プラン等作成委託料であります介護予防・ケアマネジメント事業費が191万2,000円でございます。

次に、議案第32号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,000万円とするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、前年度当初予算に対し0.4%減で、前年度と同規模の予算案となっております。

当町の下水道事業は、群馬県利根川上流流域下水道の整備計画に基づき実施しているところですが、今年度は平成32年度までの5カ年計画の3年目に当たります。拡大した認可区域で約270ヘクタールある未整備区域を進捗させてまいります。

主な事業として樋越地区、上樋越地区、上福島地区、与六分地区、板井地区、下之宮地区、箱石地区及び南玉地区の污水管渠築造工事を実施するとともに、上新田地区の実施設計並びに五料地区及び

飯倉地区の修正設計を行います。

公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要施策であります。当町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め、普及率の向上を目指すとともに、下水道使用料金の適正化や徹底した経費節減など、引き続き経営の健全化に努めてまいります。

次に、議案第33号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,308万5,000円とするものでございます。

予算の内容としては、平成29年度に引き渡しが行えなかった区画の清算金と町販売地の売り払い収入を一般会計へ繰り出すための予算でございます。

歳入としては、平成29年度に引き渡しが行えなかった13区画の清算金と町販売地14区画の売り払い収入となり、歳出では清算金と売り払い収入について一般会計への繰出金となります。

なお、平成31年度には、速やかに土地の引き渡しができるよう進めてまいります。

次に、議案第34号 平成30年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、平成30年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万6,950件、年間総配水量を505万8,000立方メートルとし、当初予算を編成いたしました。

初めに、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で5億7,343万1,000円を予定いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億4,507万7,000円、営業外収益が2,835万3,000円でございます。

続いて、水道事業費用ですが、5億1,513万9,000円を予定いたしました。その主なものは、営業費用が4億6,828万3,000円、借入金利子等の営業外費用が4,075万6,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては1億9,547万7,000円を予定いたしました。その主なものは企業債が1億9,000万円でございます。

続いて、資本的支出は3億4,056万円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の2億1,514万4,000円と企業債償還金の1億2,042万1,000円でございます。

建設改良費の内訳は、管網整備工事費の1億9,700万円と設計委託料の1,814万4,000円でございます。

なお、資本的収支において不足する1億4,508万3,000円は、損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び減債積立金で補填する予定でございます。

第5条では企業債の限度額を1億9,000万円と定め、第6条では一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、収益的支出における各項間の流用について定め、第8条では議会の議決を経なければ流用することのできな

い経費として職員給与費を3,310万8,000円、交際費を1万円と定め、第9条では棚卸資産購入限度額を539万4,000円と定めるものでございます。

引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 暫時休憩いたします。3時に再開いたします。

午後2時47分休憩

午後3時

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、玉村町議会運営に関する基準により、款項の範囲で行うようお願いいたします。詳細については、予算特別委員会をお願いいたします。

最初に、日程第32、議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 平成30年度の予算編成の理念として、財源確保が厳しい状況の中、「財政健全化」と「人口減少対策」を2本の柱としてとありますけれども、財政健全化とうたっているということは、現状の財政は健全ではないという認識の上で言っているのだと思うのです。その上で健全な財政というのは、一体どういう状態なのか、どこを目指しているのかというのを、ある程度具体的に町の考え方を教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 平成28年度の決算で経常収支比率が97.8%となっております。97.8%というのは柔軟な予算編成ができない、あるいは決まった予算で、柔軟な政策的な予算が組めるのが97.8%ですから、2.2%ぐらいしかないという、そういう状況です。ですから、実際一般的には90%ぐらいが一番健全だと言われているのですけれども、今の状況を見ますと、ほかの市町村もやはり95%前後というところが多いものですから、玉村町はそれよりもやや高いという、そういう部分で財政健全化に取り組まなければならないというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 歳入のほうで、財政調整基金から5億円、それから町債で臨時財政対策債が5億円、合計10億円、これは私の感覚で言うと、既に赤字だと思うのです、歳入的に考えると。赤字で予算を組んでいいかどうかというふうな感覚があります。先ほど言った理念の続きで、選択と集中による歳出の見直しというのがあります。選択と集中による歳出の見直し、これは歳出を選択と集中で見直してやれば、このくらいの赤字をつくらなくても予算が組めるのではないかというふうに考えてしまうのですが、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原正人君発言〕

◇総務課長（萩原正人君） 財政調整基金5億円と臨時財政対策債の5億円ということなのですが、臨時財政対策債について、まず説明させていただきます。こちらのほうにつきましては、地方交付税を国が交付すべき金額を、国の借金も大分多いものですから、町が一旦それを借り入れて、国が最終的には支払うという、そういう約束の臨時財政対策債ということになっております。ですから、一応町の5億円の借金という形なのですが、実際は国が全額保証するという形になっております。交付につきましては、交付税算定をして、それを補填するということになっております。ですから、形上は町の借金のように見えますけれども、国の借金ということで、こちらのほうは考えております。

財政調整基金につきましては、平成28年度末で残高が13億円という金額になっております。こちらのほうから5億円を取り崩して予算を組んでおりますけれども、そちらのほうにつきましても、平成29年度決算の中で、また繰越金等が出ますので、そちらのほうから、またその5億円を補填したり、あと執行残というのが、平成30年度も全体が3月ぐらいになれば見込めますので、そちらのほうでまた2億円前後ぐらいは執行残が出てくるのではないかというふうに、こちらのほうで見ております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 先ほどの臨時財政対策債ですね、これは国が保証している借金ということなのですが、無利子ではないですよ、当然。平成28年度の決算を見ると、町債の残高は百何億かありますよね。それって借金ですから、当然利息を払っているわけですね。年間1億円近い利息を払っているのではないかと思うのですが、その1億円近い金額というのは、ただ払っているだけで、何にも反映されていない、無駄なお金だと思うのです。だから、借金として残していくというのはどうなのか。町債を減らしていく方向というのは考えられないのか、そういうふうに考えていますけれども、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 宮川清吾君発言〕

◇副町長（宮川清吾君） ただいまの原議員のご質問にお答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、元利償還金の100%を交付税算入されるということですので、利子分についても後年度ですね、後年度というのは支払いした年度が基本になりますけれども、交付税算定されてまいりますので、それについては利子分も返してもらっているという考え方でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 先ほど出た話なのですけれども、経常収支比率というのがありますけれども、これは当然予算を組むときに改善する方向で検討したと思うのですが、この予算でいくと、経常収支比率は、この予算がそのとおり執行できたとして経常収支比率はどのくらい改善されるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 宮川清吾君発言〕

◇副町長（宮川清吾君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

経常収支比率につきましては、議員もご案内かと思えますけれども、決算のときに算定がされます。内容的には県の市町村課を通じまして総務省に提出されるものでございますけれども、各費目、あるいは収入を臨時的なものか、経常的なものかというふうに基準をもって全部仕分けをしていくというような作業が中心になっております。

また、分母となる経常一般財源につきましては、税収もそうですけれども、地方交付税を初めとした交付金が決算にならないと数字が固まってこない。しかも、その分母のほうが非常に大きなウェートを占めてまいりますので、数字がすごく揺れるということがございます。ということですので、実際には今年度の、平成29年度の経常収支比率も算定は非常に難しくなっておりまして、ましてや平成29年度の先の平成30年度の経常収支比率について見込むということは非常に難しい作業になってまいります。

ただ、一方、玉村町の経常一般財源については約70億円が分母の部分になっておりますので、70億円に対しまして経常収支比率を1%減少させるためには7,000万円以上の経費の削減が必要になってくると。2%を削減しようとするれば1億5,000万円以上の削減が必要になるということですので、これがいかに非常に困難なことかということはおわかりいただけるかと思えます。

また、一方で、町長からの予算編成通知を今回出したわけでございますけれども、平成29年度の義務的経費を除きます単独事業について10%の削減を目安に予算要求してほしいというような通知も出してございまして、それで調整をしております。その結果、ほぼ平成29年度と同額の予算を

計上しておりますけれども、先ほどの原議員の質問にもございましたが、財政調整基金の繰入額につきましては、平成29年度の当初に比べてかなりの減額を見込めたということでございますので、感觸としては経常収支比率は、かなり下がってほしいというような予算でございます。ほしいというのは、地方消費税交付金ですとか、地方交付税、特に特別交付税のほうが、ほかの地域で災害がありますと、かなり減額になりますので、そういったことを踏まえて数字がうんと揺れてしまうというようなことでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第33、議案第28号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第34、議案第29号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第35、議案第30号 平成30年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第36、議案第31号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第37、議案第32号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第38、議案第33号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第39、議案第34号 平成30年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、平成30年度玉村町一般会計予算ほか7会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。



○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

日程第32、議案第27号 平成30年度玉村町一般会計予算から日程第39、議案第34 平成30年度玉村町水道事業会計予算までの8議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第32、議案第27号から日程第39、議案第34号までの8議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。



○日程第40 議案第35号 損害賠償の額を定めることについて

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第40、議案第35号 損害賠償の額を定めることについて、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第35号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成29年12月5日午後3時ごろ、役場駐車場に設置していたのぼり旗が強風によって倒れ、駐車していた相手方所有の車両に傷をつけてしまったため、議案書に記載の損害賠償の額を相手方に支払うものでございます。

当時、のぼり旗につきましては、鉄のくいに塩ビパイプを結束バンドで固定して設置しておりましたが、強風によって固定していた結束バンドが緩み、倒れた状態で風にあおられ、車両に複数回接触したと思われまます。

本件発生後、同様の形態で設置しているのぼり旗は撤去し、再発防止に努めております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第41 議案第36号 町道路線の廃止について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第41、議案第36号 町道路線の廃止について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第36号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成29年度道路台帳補正における廃止に係るものでございます。

主な内容は、東毛広域幹線道路建設に伴い、県管理地に取り込まれた町道部を一部廃止するもののほか、町道認定はされていたものの、実際には道路形態がない部分や路線を廃止するものです。路線数5路線、延長7,785.11メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第４２ 議案第３７号 町道路線の認定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第４２、議案第３７号 町道路線の認定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第３７号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成２９年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

主な内容は、東毛広域幹線道路建設に伴い、県管理地に取り込まれ、一部廃止された町道の再認定のほか、開発行為等で道路整備後に所有権を町に帰属された道路を新規認定するものでございます。

今回の認定路線数は９路線、延長６，８５５．７９メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第43 同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第43、同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第1号 玉村町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成26年10月から公平委員を務めていただいております、八木茂雄氏の任期が本年3月31日をもって満了となります。

八木様におかれましては、公平委員、区長としても、町のためにご尽力いただき、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本案は、八木氏の後任といたしまして、上福島565番地1にお住まいの中澤富三氏を選任いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

中澤様は、認定農業者として農業経営する傍ら、農業委員や区長を務められ、識見にすぐれ、人格は高潔で、公平な審査を行っていただけると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

○日程第44 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第44、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

平成27年4月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております松本恭明氏におかれましては、この3月31日に任期が満了となります。長きにわたり、町行政にご尽力いただき、この場をおかりしまして、感謝を申し上げる次第でございます。

本案につきましては、その後任といたしまして、上新田1577番地にお住まいの富田孝行氏を選任いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

富田氏におかれましては、人格はもちろんのこと、農業委員など歴任され、知識が豊富で適任者であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○日程第45 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第45、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

今回推薦させていただく関根和代氏におかれましては、高橋詔一氏が平成30年6月30日をもって定年退職となることから、後任として推薦を考えております。

関根氏は、地元において東日本大震災での被災地支援を取りまとめるなど、人格、識見ともに高く、地域の信望も厚く、人権擁護委員として適任と考えましたので、推薦するものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

◇

○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 議事の都合により、3月3日から3月6日までの4日間は休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月7日は、午前9時までに議場へご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後3時28分散会